

中華人民共和国特許法実施条例改正草案 (募集意見稿)

2008年11月4日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国知発法函字〔2008〕359号

「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（募集意見稿）」への応募に関する意見書

各関連単位：

我国の特許制度のさらなる改善、自主革新能力の向上、革新型国家の建設のため、国务院は2008年8月5日、「中華人民共和国特許法修正案（草案）」議案の審議申請を全国人民代表大会常務委員会に提出しました。2008年8月末、第11回全国人民代表大会常務委員会第4次会議は、特許法修正案草案に対して初めて審議を行いました。

特許法実施細則改正草案の審議をすみやかに国务院に報告し、3度修正が行われた特許法を迅速な実施するため、当局は2007年、特許法実施細則の改正業務を開始しました。そして、研究と討論を重ねた結果として「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（募集意見稿）」を起草しました。12月5日までに、書面にてご意見を当局までお送りください。

添付書類：「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（募集意見稿）」に関する説明

国家知的財産権局
2008年11月4日

連絡者：胡安琪、韓志傑

電話：010-62086533 62083014

FAX：010-62086554

E-mail：huanqi@sipo.gov.cn, hanzhijie@sipo.gov.cn

「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（募集意見稿）」（改正前後対照表）

※国務院の「中華人民共和国特許法修正案（草案）」議案の審議申請（国函〔2008〕71号）に基づき起草。

現行の特許法実施細則	修正案の特許法実施条例
第一章総則	第一章総則
第一条 「中華人民共和国特許法」（以下特許法と言う）に基づき、本細則を制定する。	第一条 「中華人民共和国特許法」（以下特許法と言う）に基づき、本 条例 を制定する。
第二条 特許法に言う発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術考案を言う。 特許法に言う実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術考案を言う。 特許法に言う意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせについて出された、美観に富み、工業的応用に適した、新しいデザインを言う。	第二条 特許法に言う発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術考案を言う。 特許法に言う実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術考案を言う。 特許法に言う意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせについて出された、美観に富み、工業的応用に適した 新しいデザイン を言う。
第三条 特許法と本細則に規定する各種の手続きは、書面又は国務院特許行政部門が規定するその他の形式によって行わなければならない。	第三条 特許法と本 条例 に規定する各種手続きの 形式および国務院特許行政部門に提出する各種書類の形式 に関し、当事者は規定の要求を満たさなければならない。
第四条 特許法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語で、統一的な中国語訳が無いものについては、原文を注記しなければならない。 特許法及び本細則に基づいて提出する各種の証明書及び証明書類が外国語のものに就いては、国務院特許行政部門が必要であると認めた場合は、指定の期限内に中国語訳文を送付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても送付されない場合は、当該証明書及び証明書類は提出されていないものとみなす。	第四条 特許法及び本 条例 に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語で、統一的な中国語訳が無いものについては、原文を注記しなければならない。 特許法及び本 条例 に基づいて提出する各種の証明書及び証明書類が外国語のものに就いては、国務院特許行政部門が必要であると認めた場合は、指定の期限内に中国語訳文を送付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても送付されない場合は、当該証明書及び証明書類は提出されていないものとみなす。
第五条	第五条

<p>国務院特許行政部門に郵送される各種書類は、差出の消印の日付を以って提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院特許行政部門が受け取った日を提出日とする。</p> <p>国務院特許行政部門の各種の書類は、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することが出来る。当事者が特許代理機関に委任している場合は、書類は特許代理機関に送付する。特許代理機関に委任していない場合は、書類は要望書に指定されている連絡人に送付する。</p> <p>国務院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。</p> <p>国務院特許行政部門が直接交付すべきものと規定している書類は、交付日を以って送達日とする。</p> <p>書類の送達住所が不明で郵送できないものに就いては、公告によって当事者に送達することが出来る。公告の日より起算して満1ヶ月を以って、当該文献は既に送達されたものと見なされる。</p>	<p>国務院特許行政部門に提出する各種書類は、郵送、直接交付、あるいは電子送信の形で提出できる。</p> <p>文書を郵送で提出する場合、差出の消印の日付を以って提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院特許行政部門が受け取った日を提出日とする。直接交付で提出する場合、国務院特許部門が受け取った日を提出日とする。電子送信で提出する場合、特定のシステムが書類を受け取った日を提出日とする。</p> <p>第六条</p> <p>国務院特許行政部門の交付する各種の書類は、郵送、電子送信、あるいは公告の方法によって送達することが出来る。当事者が特許代理機関に委任している場合は、書類は該当の特許代理機関に送付する。特許代理機関に委任しておらず当事者が企業の場合は、書類は当事者の指定する連絡人に送付する。</p> <p>書類を郵送する場合は、書類発送の日より起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。</p> <p>書類を電子送信する場合は、特定のシステムが書類を受け取った日を以って、書類受領日と推定する。書類の郵送、電子送信ができない場合は、公告によって当事者に送達することが出来る。公告の日より起算して満1ヶ月を以って、書類受領日を推定する。</p>
<p>第六条</p> <p>特許法及び本細則に規定する各種の期限の1日目は期限に算入しない。期限が年又は月を以って計算するものである場合は、その最終月の相応する日を期限の到来日とする。その月に相応する日がない場合は最後の1日を期限の到来日とする。期限の到来日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を以って期限の到来日とする。</p>	<p>第七条</p> <p>特許法及び本条例に規定する各種の期限の1日目は期限に算入しない。期限が年又は月を以って計算するものである場合は、その最終月の相応する日を期限の到来日とする。その月に相応する日がない場合は最後の1日を期限の到来日とする。期限の到来日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を以って期限の到来日とする。</p>
<p>第七条</p> <p>当事者が不可抗力の事由により、特許法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、障碍が取り除かれた日より起算</p>	<p>第八条</p> <p>当事者が不可抗力の事由により、特許法又は本条例に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、障碍が取り除かれた日より起算し</p>

<p>して2ヶ月以内に、最大でも期限の到来日より起算して2年以内に、国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係証明書類を添付し、権利の回復を願い出ることが出来る。</p> <p>当事者が正当な理由により、特許法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して2ヶ月以内に国務院特許行政部門に理由を説明し、権利の回復を願い出ることが出来る。</p> <p>当事者が国務院特許行政部門の指定する期限の延長を願い出る場合は、期限の到来日までに国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係手続きを取らなければならない。</p> <p>本条第1項及び第2項の規定は、特許法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十二条に規定する期限には適用しない。</p>	<p>して2ヶ月以内に、最大でも期限の到来日より起算して2年以内に、国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係証明書類を添付し、権利の回復を願い出ることが出来る。</p> <p>前述の規定に相当する状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、特許法又は本条例に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して2ヶ月以内に国務院特許行政部門に理由を説明し、権利の回復を願い出ることが出来る。</p> <p>当事者が本条第1、第2項の規定に基づき権利の回復を求める場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明し、必要なら関連証明書類を添付して、権利の喪失以前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。</p> <p>本条第二項の規定に基づき権利の回復を求める場合はさらに、権利回復請求費を支払わなければならない。</p> <p>本条第1項及び第2項の規定は、特許法第二十五条、第三十条、第四十三条、第六十九条に規定する期限には適用しない。</p>
<p>第八条</p> <p>発明特許の出願が国防方面の国家機密に関わり、機密を保持する必要がある場合は、国防特許機関が受理する。国務院特許行政部門が受理した、国防方面の国家機密に関わり機密を保持する必要がある発明特許の出願は、国防特許機関に移して審査し、国務院特許行政部門が国防特許機関の審査意見に基づいて決定しなければならない。</p> <p>前項に規定する場合を除き、国務院特許行政部門は、発明特許の出願を受理した後、秘密審査を行う必要のある出願を国務院の関係主管部門に</p>	<p>第九条</p> <p>当事者が国務院特許行政部門指定の期限延長を申請する場合、期限満了前に国務院特許行政部門に期限延長請求書を提出して理由を説明すると共に、期限延長請求費を支払わなければならない。</p>
<p>第十条</p> <p>中国企業あるいは個人が提出した発明あるいは実用新案特許申請が国防方面の国家機密に関わり、機密を保持する必要がある場合は、国防特許機関が受理する。国務院特許行政部門が受理した、国防方面の国家機密に関わり機密を保持する必要がある発明特許あるいは実用新案特許の出願は、申請日から4カ月以内に国防特許機関に移して審査し、申請者に通知しなければならない。</p> <p>前項に規定する場合を除き、国務院特許行政部門が、中国企業あるいは個人の提出した発明あ</p>	<p>第十条</p> <p>中国企業あるいは個人が提出した発明あるいは実用新案特許申請が国防方面の国家機密に関わり、機密を保持する必要がある場合は、国防特許機関が受理する。国務院特許行政部門が受理した、国防方面の国家機密に関わり機密を保持する必要がある発明特許あるいは実用新案特許の出願は、申請日から4カ月以内に国防特許機関に移して審査し、申請者に通知しなければならない。</p> <p>前項に規定する場合を除き、国務院特許行政部門が、中国企業あるいは個人の提出した発明あ</p>

<p>送って審査しなければならない。関係主管部門は当該出願を受理した日より起算して4ヶ月以内に、審査の結果を国務院特許行政部門に通知しなければならない。機密の保持が必要なものについては、国務院特許行政部門が機密保持特許出願に基づいて処理し、出願人に通知しなければならない。</p>	<p>るいは実用新案特許申請について国防以外の国家の安全あるいは利益に関わり、機密を保持する必要があるとみなす場合、申請日から4カ月以内に機密保持特許出願に基づいて処理するかの決定を下し、出願人に通知しなければならない。発明特許の出願を受理した後、秘密審査を行う必要のある出願を国務院の関係主管部門に送って審査しなければならない。関係主管部門は当該出願を受理した日より起算して4ヶ月以内に、審査の結果を国務院特許行政部門に通知しなければならない。機密の保持が必要なものについては、国務院特許行政部門が機密保持特許出願に基づいて処理し、出願人に通知しなければならない。</p>
	<p>第十一条</p> <p>中国企業あるいは個人が国務院特許行政部門に提出した発明あるいは実用新案特許申請の関わる発明創造が、特許出願以前に国家の安全あるいは利益に関わり機密保持の必要があるとみなされる場合、出願人は特許出願時にその旨を通知し、関連部門が機密保持と確定した関連書類を提出しなければならない。</p>
	<p>第十二条</p> <p>いかなる企業あるいは個人も中国で完成させた発明あるいは実用新案を国外で特許出願したり国外の関連部門に国際特許申請を出願したりする場合は、事前に国務院特許行政部門に請求を提出し、該当の技術考案について詳細な説明を行わなければならない。国務院特許行政部門に特許あるいは国際特許を出願した場合、同時に国外への特許出願の申請を行なったものとみなす。</p> <p>国務院特許行政部門は前述の請求を受理した後、該当の中国で完成された発明あるいは実用新案が国家の安全あるいは利益に関わり、機密保持が必要とみなす場合、すみやかに出願人に提出しなければならない。出願人は、請求受理日から2カ月以内に通知を受け取らなければ、該当の発明あるいは実用新案を国外で特許申請したり、国外の関連部門に国際特許申請を提出したりできる。</p> <p>国務院特許行政部門が本条第2項に述べる通知</p>

	<p>を出す場合、請求受理日から4カ月以内に機密保持について決定を下し、出願人に通知しなければならない。該当期限内に決定しないものについては、出願人が国外で特許申請したり、国外の関連部門に国際特許申請を提出したりすることに同意したものとみなす。</p>
	<p>第十三条</p> <p>機密保持特許申請が審査を経て撤回の理由がない場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の授与決定を下し、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項に登録しなければならない。</p> <p>第十四条</p> <p>機密保持特許出願の審査、授与、および機密保持特許権の無効宣告には、特許法と本条例の規定を適用する。ただし、機密保持特許出願あるいは機密保持特許権の規定に適用しないものを除く。</p> <p>機密保持特許権の実施、保護、管理に関する方法に関しては国務院特許行政部門により制定する。</p>
<p>第九条</p> <p>特許法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが国の法律によって禁止されている発明創造を含まない。</p>	<p>(特許法修正草案に基づきこれを削除)</p>
<p>第十条</p> <p>特許法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、特許法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。本細則に言う出願日とは、別に規定がある場合を除き、特許法第二十八条に規定する出願日を指す。</p>	<p>第十五条</p> <p>特許法第二十九条及び第四十三条に規定する状況を除き、特許法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。本条例に言う出願日とは、別に規定がある場合を除き、特許法第二十九条に規定する出願日を指す。</p>
<p>第十一条</p> <p>特許法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明とは</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本来の職務の中で行った発明創造 (2) 所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造 (3) 退職、定年退職又は異動後1年以内に行った、元の部署で担当していた本来の職務又は元の部署から与えられた任務と関係のある発明創造 <p>特許法第六条に言う所属機関には、臨時的な仕事の機関を含む。特許法第六条に言う所属機関</p>	<p>第十六条</p> <p>特許法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明とは</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本来の職務の中で行った発明創造 (2) 所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造 (3) 労働人事関係の解除あるいは終了後1年以内に行った、元の部署で担当していた本来の職務又は元の部署から与えられた任務と関係のある発明創造 <p>特許法第六条に言う所属機関には、臨時的な仕事の機関を含む。特許法第六条に言う所属機関</p>

<p>の物質技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は対外的に公開されていない技術資料などを指す。</p>	<p>の物質技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は対外的に公開されていない技術資料などを指す。</p>
<p>第十二条</p> <p>特許法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質技術条件の利用のために便宜を提供した者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。</p>	<p>第十七条</p> <p>特許法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質技術条件の利用のために便宜を提供した者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。</p>
<p>第十三条</p> <p>同様の発明創造には一つの特許のみが付与される。</p> <p>特許法第九条の規定に基づき、二人以上の出願人が同日に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合は、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。</p>	<p>第十八条</p> <p>特許法第九条が述べる同様の発明創造には一つの特許権のみが授与されるとは、2件以上の特許権が同様の技術考案あるいは意匠考案を保護することがあってはならないことを指す。</p> <p>二人以上の出願人が同日に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合は、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人あるいは特許権者を確定しなければならない。</p>
	<p>第十九条</p> <p>同一の出願人が同日に同様の発明について実用新案特許を出願しさらに発明特許を出願する場合、出願時に声明を出さなければならない。声明がない場合、特許法第九条第1項の関連規定は適用されない。</p> <p>国務院特許行政部門が実用新案特許権の授与と公告をする際には、本条第1項が述べる声明と相応する発明特許の申請番号を公告しなければならない。</p> <p>発明特許申請が審査を経て撤回理由が見当たらないものの、該当の保護要求された技術考案と出願人がすでに獲得している実用新案特許権が保護を求める技術考案とが同様の場合、出願人に規定期限内に該当の実用新案特許権放棄の声明を提出するよう通知しなければならない。出願人が声明を出す場合、国務院特許行政部門は発明特許権の授与と公告時に該当の声明も公告しなければならない。出願人が期限を超えて声明を提出しない場合、発明特許権の取得を放棄したものとみなす。</p> <p>実用新案特許権は発明特許権の授与と公告日から</p>

<p>第十四条</p> <p>中国の機関又は個人が外国人に特許出願権又は特許権を譲渡する場合は、国務院対外経済貿易主管部門が国務院科学技術行政部門と共同で認可する。</p> <p>第十五条</p> <p>特許法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書によって、国務院特許行政部門に対し特許権者変更手続きを取らなければならない。特許権者と他人が締結する特許実施許可契約は、契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。</p>	<p>放棄される。 (特許法修正草案第十条で規定済み)</p>
<p>第十五条</p> <p>特許法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書によって、国務院特許行政部門に対し特許権者変更手続きを取らなければならない。</p> <p>特許権者と他人が締結する特許実施許可契約は、契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。</p>	<p>第二十条</p> <p>特許法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書によって、国務院特許行政部門に対し特許権譲渡手続きを取らなければならない。</p> <p>特許権者と他人が締結する特許実施許可契約は、契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。届出がない場合、善意の第三者に対抗してはならない。</p> <p>特許権を抵当とする場合、抵当提出者と抵当権者は書面で契約を交わし、国務院特許行政部門に抵当登録を行わなければならない。抵当権は登録日から成立する。</p>
<p>第二章 特許の出願</p>	<p>第二章 特許の出願</p>
<p>第十六条</p> <p>書面によって特許を出願する場合は、国務院特許行政部門に出願書類1式2部を提出しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門が規定するその他の形式で特許を出願する場合は、規定の要求に合致しなければならない。</p> <p>申請人が特許代理機関に委任して国務院特許行政部門に特許を出願し又はその他の特許事務を行う場合は、同時に委任状を提出しなければならない。出願人が2人以上で且つ特許代理機関に委任し</p>	<p>第二十一条</p> <p>申請人が特許代理機関に委任して国務院特許行政部門に特許を出願し又はその他の特許事務を行う場合は、同時に委任状を提出しなければならない。委任権限を明記しなければならない。</p> <p>出願人が2人以上で且つ特許代理機関に委任していない場合は、願書に別途指定されている場合を除き、願書に記載されている第一出願人を代表人とする。</p> <p>出願人が中国企業で且つ特許代理機関に委託していない場合は、該当企業の社員1名を指定し連絡人としなければならない。</p>

<p>ていない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。</p>	
<p>第十七条</p> <p>特許法第二十六条第2項に言う願書中のその他の事項とは以下のものを指す。</p> <p>(1) 出願人の国籍</p> <p>(2) 出願人が企業又はその他の組織である場合は、その本部所在地の国</p> <p>(3) 出願人が代理機関に委任している場合は、明記すべき関係事項。出願人が代理機関に委任していない場合は、その連絡人の姓名、住所、郵便番号、連絡電話番号。</p> <p>(4) 優先権を要求する場合は、明記すべき関係事項。</p> <p>(5) 出願人又は特許代理機関の署名又は捺印</p> <p>(6) 申請書類目録</p> <p>(7) 添付書類目録</p> <p>(8) その他、明記すべき関係事項</p>	<p>第二十二条</p> <p>発明、実用新案あるいは意匠特許出願の願書には以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 発明、実用新案あるいは意匠の名称</p> <p>(2) 出願人が個人の場合、その姓名、住所、郵便番号、国籍。出願人が外国企業あるいはその他の組織の場合、その名称および本部所在地の国あるいは地域。出願人が中国企業あるいはその他の組織の場合、その名称、住所、郵便番号、企業コード、連絡人を指定する場合は該当者の姓名と連絡先電話番号</p> <p>(3) 発明者あるいは考案者の姓名</p> <p>(4) 出願人が代理機関に委任している場合は、該代理機関の名称、機関コード、住所、郵便番号、該特許代理機関が指定する特許代理人の姓名、営業証番号、連絡先電話番号</p> <p>(五) 優先権を要求する場合は、先に出願した出願日、出願番号および従来の受理機関の名称</p> <p>(六) 出願人又は特許代理機関の署名又は捺印</p> <p>(七) 申請書類目録</p> <p>(八) 添付書類目録</p> <p>(九) その他、明記すべき関係事項</p>
<p>第十八条</p> <p>発明又は実用新案特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。</p> <p>(1) 技術分野：保護を求める技術の属する技術分野を明記する。</p> <p>(2) 背景技術：発明、実用新案についての理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、これらの背景技術を述べている文章を引用して証明する。</p> <p>(3) 発明内容：発明又は実用新案が解決せんとする技術的問題及びその技術的問題を解決するのに採用した技術案。また既存の技術と対比して、発明又は実用新案の有益な効果を明記する。</p> <p>(4) 図面説明：明細書に添付図面がある場合</p>	<p>第二十三条</p> <p>発明又は実用新案特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。</p> <p>(1) 技術分野：保護を求める技術の属する技術分野を明記する。</p> <p>(2) 背景技術：発明、実用新案についての理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、これらの背景技術を述べている文章を引用して証明する。</p> <p>(3) 発明創造内容：発明又は実用新案が解決せんとする技術的問題及びその技術的問題を解決するのに採用した技術案。また既存の技術と対比して、発明又は実用新案の有益な効果を明記する。</p> <p>(4) 図面説明：明細書に添付図面がある場合</p>

は、各添付図面について簡単に説明する。

(5) 具体的な実施方法：発明又は実用新案を実施するに就き出願人が最適と考える方法を詳細に明記する。必要な場合は例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面と対比する。発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき、且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ各部分の最初に標題を明記しなければならない。

発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文が明瞭でなければならない。また「クレームの・・・に述べる・・・のように」のような引用表現を用いてはならず、また商業的な宣伝用語を用いてはならない。

発明特許出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合は、明細書は国務院特許行政部門が規定する配列表を含んでいなければならない。出願人は配列表を明細書の一つの単独の部分として提出しなければならない。また国務院特許行政部門の規定に基づいて、当該配列表のコンピューターによる読み取りが可能な形式の副本を提出しなければならない。

第十九条

発明又は実用新案の幾つかの添付図面を1枚の用紙上に描き、「図1、図2、・・・」の順に番号を振って並べることが出来る。

図面の大きさと明晰度は、当該図面を三分の二に縮小した時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるものでなければならない。

発明又は実用新案の明細書文章部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書文章部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。

添付図面は、必要な字句を除き、その他の注釈が含まれてはならない。

第二十条

は、各添付図面について簡単に説明する。(5)

具体的な実施方法：発明又は実用新案を実施するに就き出願人が最適と考える方法を詳細に明記する。必要な場合は例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面と対比する。

発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき、且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ各部分の最初に標題を明記しなければならない。

発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文が明瞭でなければならない。また「クレームの・・・に述べる・・・のように」のような引用表現を用いてはならず、また商業的な宣伝用語を用いてはならない。

発明特許出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合は、明細書は国務院特許行政部門が規定する配列表を含んでいなければならない。出願人は配列表を明細書の一つの単独の部分として提出しなければならない。また国務院特許行政部門の規定に基づいて、当該配列表のコンピューターによる読み取りが可能な形式の副本を提出しなければならない。

第二十四条

発明又は実用新案の幾つかの添付図面は1枚の用紙上に描き、「図1、図2、・・・」の順に番号を振って並べなければならない。

発明又は実用新案の明細書文章部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書文章部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。

添付図面は、必要な字句を除き、その他の注釈が含まれてはならない。

第二十五条

<p>特許請求範囲書は発明又は実用新案の技術的特徴を説明し、保護請求の範囲を明瞭且つ簡潔に述べなければならない。</p> <p>権利請求範囲書に複数のクレームがある場合は、アラビア数字でナンバーを振らなければならない。</p> <p>特許請求範囲書中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式は有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対的に必要な場合を除き、「明細書の・・・の部分に述べるように」或いは「図面・・・に示すように」などの表現を使用してはならない。</p> <p>クレーム中の技術的特徴は明細書添付図面中の対応する記号を引用することが出来る。当該記号は、クレームの理解に資する為、対応する技術的特徴の後に置き、また括弧で括らなければならない。添付図面記号はクレームへの制限と解することは出来ない。</p>	<p>特許請求範囲書は発明又は実用新案の技術的特徴を説明しなければならない。</p> <p>権利請求範囲書に複数のクレームがある場合は、アラビア数字でナンバーを振らなければならない。</p> <p>特許請求範囲書中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式は有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対的に必要な場合を除き、「明細書の・・・の部分に述べるように」或いは「図面・・・に示すように」などの表現を使用してはならない。</p> <p>クレーム中の技術的特徴は明細書添付図面中の対応する記号を引用することが出来る。</p> <p>当該記号は、クレームの理解に資する為、対応する技術的特徴の後に置き、また括弧で括らなければならない。添付図面記号はクレームへの制限と解することは出来ない。</p> <p>1件の実用新案特許出願につきクレームは10項目を超えてはならない。</p>
<p>第二十一条</p> <p>特許請求範囲書は独立したクレームがなければならないが、従属するクレームが有ってもよい。</p> <p>独立したクレームは発明又は実用新案の技術案を全体的に反映し、技術的問題を解決する必要な技術特徴を記載しなければならない。</p> <p>従属クレームは付加的な技術特徴を用い、引用するクレームについて更に限定しなければならない。</p>	<p>第二十六条</p> <p>特許請求範囲書は独立したクレームがなければならないが、従属するクレームが有ってもよい。</p> <p>独立したクレームは発明又は実用新案の技術案を全体的に反映し、技術的問題を解決する必要な技術特徴を記載しなければならない。</p> <p>従属クレームは付加的な技術特徴を用い、引用するクレームについて更に限定しなければならない。</p>
<p>第二十二条</p> <p>発明又は実用新案の独立クレームは序文と特徴が含まれていなければならないが、以下の規定に基づいて作成しなければならない。</p> <p>(1) 序文部分：保護を請求する発明又は実用新案技術案の主題名称及び発明又は実用新案主題が最も近い既存技術と共有する必要な技術特徴を明記する。</p> <p>(2) 特徴部分：「その特徴は・・・」又はこれに類似する用語を使用し、発明又は実用新案が最も近い既存技術と異なる技術特徴を明記する。これらの特徴は序文部分に明記する特徴と相俟って 発明又は実用新案の保護要求範囲を限定</p>	<p>第二十七条</p> <p>発明又は実用新案の独立クレームは序文と特徴が含まれていなければならないが、以下の規定に基づいて作成しなければならない。</p> <p>(1) 序文部分：保護を請求する発明又は実用新案技術案の主題名称及び発明又は実用新案主題が最も近い既存技術と共有する必要な技術特徴を明記する。</p> <p>(2) 特徴部分：「その特徴は・・・」又はこれに類似する用語を使用し、発明又は実用新案が最も近い既存技術と異なる技術特徴を明記する。これらの特徴は序文部分に明記する特徴と相俟って 発明又は実用新案の保護要求範囲を限定</p>

<p>する。</p> <p>発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合は、独立クレームはその他の方式で作成することが出来る。</p> <p>一つの発明又は実用新案には一つの独立クレームのみでなければならず、また同一の発明又は実用新案の従属クレームの前に記載しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合は、独立クレームはその他の方式で作成することが出来る。</p> <p>一つの発明又は実用新案には一つの独立クレームのみでなければならず、また同一の発明又は実用新案の従属クレームの前に記載しなければならない。</p>
<p>第二十三条</p> <p>発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分が含まれていなければならない。以下の規定に基づいて作成しなければならない。</p> <p>(1) 引用部分：引用するクレームの番号と主題名称を明記する。</p> <p>(2) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術特徴を明記する。</p> <p>従属クレームは前のクレームのみ引用することが出来る。2つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、一つを選択する方法で前のクレームを引用する以外になく、また別の多項従属クレームの基礎とすることは出来ない。</p>	<p>第二十八条</p> <p>発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分が含まれていなければならない。以下の規定に基づいて作成しなければならない。</p> <p>(1) 引用部分：引用するクレームの番号と主題名称を明記する。</p> <p>(2) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術特徴を明記する。</p> <p>従属クレームは前のクレームのみ引用することが出来る。2つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、一つを選択する方法で前のクレームを引用する以外になく、また別の多項従属クレームの基礎とすることは出来ない。</p>
<p>第二十四条</p> <p>要約書には発明又は実用新案特許出願が公開する内容の概要を明記しなければならない。即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、また解決せんとする技術問題、当該問題を解決する技術案の要点、並びに主な用途をはっきりと述べなければならない。</p> <p>要約書には発明を最もよく説明することができる化学式を含めることが出来る。添付図面のある特許出願は、更に当該発明又は実用新案の技術特徴を最もよく説明することが出来る添付図面を提出しなければならない。添付図面の大きさと明瞭度は、当該図面を4cm×6cmに縮小した時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるものでなければならない。要約書の文字部分は300字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。</p>	<p>第二十九条</p> <p>要約書には発明又は実用新案特許出願が公開する内容の概要を明記しなければならない。即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、また解決せんとする技術問題、当該問題を解決する技術案の要点、並びに主な用途をはっきりと述べなければならない。</p> <p>要約書には発明を最もよく説明することができる化学式を含めることが出来る。添付図面のある特許出願は、更に当該発明又は実用新案の技術考案を最もよく表すことが出来る添付図面を提供しなければならない。要約書の文字部分は300字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。</p>
<p>第二十五条</p> <p>特許を出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、且つ当該生物材料の説明が所属分野の技</p>	<p>第三十条</p> <p>特許を出願する発明が一般に入手できない新しい生物材料に関わり、且つ当該生物材料の説明が所属分野の技術者に該当の発明を実施させ</p>

<p>術者にその発明を実施させるには不十分である場合は、特許法と本細則の関連規定に合致すべきである他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。</p> <p>(1) 出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門が認可する寄託機関に寄託し、また出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書及び生存証明書を提出しなければならない。期限が到来しても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。</p> <p>(2) 出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。</p> <p>(3) 生物材料サンプルの寄託に関わる特許出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して4ヶ月以内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合は、寄託されていないものとみなす。</p>	<p>るには不十分である場合は、特許法と本条例の関連規定に合致すべきである他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。</p> <p>(1) 出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門が認可する寄託機関に寄託し、また出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書及び生存証明書を提出しなければならない。期限が到来しても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。</p> <p>(2) 明細書中に当該生物材料の特徴、分類名称（ラテン語名を注記する）、寄託日時、寄託番号、寄託機関の名称、所在地を明記しなければならない。出願日より起算して4ヶ月以内に補正しない場合は、寄託されていないものとみなす。</p> <p>(3) 願書中に当該生物材料の寄託番号と寄託機関の名称を明記し、且つ明細書中に(2)号に規定した事項の具体的な場所を記載しなければならない。</p>
<p>第二十六条</p> <p>発明特許出願人が本細則二十五条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、何らかの機関又は個人が当該特許出願に関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、全て国務院特許行政部門に請求を提出し、以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 請求人の姓名又は名称と住所</p> <p>(2) 他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証</p> <p>(3) 特許権が付与される前に、実験目的でのみ使用する旨の保証</p>	<p>第三十一条</p> <p>発明特許出願人が本条例第三十条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、何らかの機関又は個人が当該特許出願に関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、全て国務院特許行政部門に請求を提出し、以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 請求人の姓名又は名称と住所</p> <p>(2) 他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証</p> <p>(3) 特許権が付与される前に、実験目的でのみ使用する旨の保証</p>
	<p>第三十二条</p> <p>特許法に言う遺伝資源とは、人、動物、植物又は微生物から取られる遺伝機能を含むすべての物質で、且つ実際のあるいは潜在的価値を持つ材料を指す。発明創造の完成が遺伝資源に依頼するとは、発明創造の完成に遺伝資源の遺伝功</p>

	<p>能を利用していることを指す。</p> <p>発明創造の完成が遺伝資源に依頼している場合、出願人は願書中でその旨を説明し、規定の用紙に記入し、当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記しなければならない。</p>
<p>第二十七条</p> <p>特許法第二十七条の規定に基づいて提出する意匠の図面又は写真は3cm×8cm以上、15cm×22cm以下でなければならない。</p> <p>同時に色彩の保護を請求する意匠特許の出願は、カラーの図面又は写真一式二部を提出しなければならない。</p> <p>出願人は各意匠製品の保護を要する内容について関係する正投影図又は写真を提出し、保護請求の対象を明確に示さなければならない。</p>	<p>第三十三条</p> <p>意匠特許出願の図面又は写真は、各意匠製品に関する正投影図を反映しなければならない。保護請求の範囲を明確に示さなければならない。</p> <p>同時に色彩の保護を請求する意匠特許の出願は、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。</p>
<p>第二十八条</p> <p>意匠特許の出願に当たっては、必要な場合は意匠についての簡単な説明を明記しなければならない。</p> <p>意匠の簡単な説明には当該意匠を使用する製品の設計要点、保護を請求する色彩、正投影図の省略などの状況を明記しなければならない。簡単な説明には商業的な宣伝用語を使用してはならず、また製品の性能の説明に使用することも出来ない。</p>	<p>第三十四条</p> <p>意匠の簡単な説明には以下の内容が含まなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 意匠製品の名称 (2) 意匠製品の用途 (3) 意匠の要所 (4) デザインの要所を最もよく表す図面又は写真 <p>必要なら、意匠の簡単な説明には保護を請求する色彩、正投影図の省略などの状況を明記しなければならない。</p> <p>同一製品中の類似した複数の意匠に対して1件の意匠特許を出願する場合、簡単な説明中にそのうち1つを基本デザインとして指定しなければならない。</p>
<p>第二十九条</p> <p>国务院特許行政部門が必要と認めた場合は、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠特許出願人に要求することが出来る。</p> <p>サンプル又は模型の体積は30cm×30cm×30cm以下、重量は15kg以下でなければならない。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。</p>	<p>(削除を提案)</p>
<p>第三十条</p> <p>特許法第二十二条第3項に言う既に有する技術とは、出願日（優先権を有するものについては優先権日を指す）までに国内外の出版物上で</p>	<p>(特許法修正草案に基づき削除)</p>

<p>公開発表され、国内で公開使用され、又はその他の方式で周知となっている技術、即ち既存の技術を指す。</p>	
<p>第三十一条</p> <p>特許法第二十四条第（二）項に言う学術会議又は技術会議とは、国务院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。</p> <p>特許を出願する発明創造に特許法第二十四条第（一）項又は第（二）項に述べる状況がある場合、出願人は特許の出願に当たって申し立てなければならない。また出願日より起算して2ヶ月以内に、国際的な展覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行する関係発明創造が既に展示され又は発表された事実並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>特許を出願する発明創造に特許法第二十四条第（三）項に述べる状況がある場合、国务院特許行政部門が必要と認めた時は、指定の期限内に証明書類を提出するよう出願人に要求することが出来る。</p> <p>出願人が本条第2項の規定に基づいて申し立てと証明書類の提出を行わないか、又は本条第3項の規定に基づいて指定の期限内に証明書類を提出しない場合、その出願には特許法第二十四条の規定を適用しない。</p>	<p>第三十五条</p> <p>特許法第二十五条第（一）項に言う中国政府が承認する国際展覧会とは、国際展覧会公約が規定する国際展覧局に登録された、あるいは認可された国際展覧会を指す。</p> <p>特許法第二十五条第（二）項に言う学術会議又は技術会議とは、国务院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。</p> <p>第三十六条</p> <p>特許を出願する発明創造に特許法第二十五条第（一）項又は第（二）項に述べる状況がある場合、出願人は特許の出願に当たって申し立てなければならない。また出願日より起算して2ヶ月以内に、国際的な展覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行する関係発明創造が既に展示され又は発表された事実並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>特許を出願する発明創造に特許法第二十五条第（三）項に述べる状況がある場合、国务院特許行政部門が必要と認めた時は、指定の期限内に証明書類を提出するよう出願人に要求することが出来る。</p> <p>出願人が本条第2項の規定に基づいて申し立てと証明書類の提出を行わないか、又は本条第3項の規定に基づいて指定の期限内に証明書類を提出しない場合、その出願には特許法第二十五条の規定を適用しない。</p>
<p>第三十二条</p> <p>出願人が特許法第三十条の規定に基づいて優先権を主張する手続きを取る場合、書面による申し立ての中で最初に特許を出願（以下、先行出願と言う）した出願日、出願番号、当該出願を受理した国を明記しなければならない。書面による申し立ての中で先行出願の出願日と当該出願を受理した国を明記していない場合、申し立てを提出していないものと見なす。</p> <p>外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願書類副本は元の受理機関の証明を受け</p>	<p>第三十七条</p> <p>外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願書類副本は元の受理機関の証明を受けなければならない。国务院特許行政部門と当該受理機関の取り交わした協議に従って、国务院特許行政部門が電子交換などの方法で当該受理機関が証明した先の出願書類副本を受け取った場合、出願人は当該受理機関の証明した先の出願書類副本を提出したとみなす。</p> <p>国内優先権を主張する場合は、出願人が願書に先の出願日と出願番号を明記している場合、先</p>

なければならない。提出する証明材料の中で、先の出願人の姓名又は名称と後の出願の出願人の姓名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。国内優先権を主張する場合は、出願人が提出する先の出願書類の副本は国務院特許行政部門の作成にかかるものでなければならない。

の出願書類副本を提出したとみなす。

第三十八条

優先権を主張したものの、願書中に先の出願日、出願番号、元の受理機関に関する一項目又は二項目の内容に記入漏れあるいは誤記入がある場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しないものについては優先権を主張しないものとみなす。

優先権を主張する出願人の姓名又は名称と先の出願書類副本中に記載された出願人の姓名又は名称が一致しない場合、優先権譲渡の証明資料を提出しなければならず、該当の証明資料を提出していないものは、優先権を主張しないものとみなす。

意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、当該特許の先の出願に意匠に関する簡単な説明が含まれていない場合、出願人が特許法第二十八条の規定に沿って提出する簡単な説明が元の出願書類の図面又は写真が示す範囲を超えていなければならない、その優先権の享受に影響しない。

第三十三条

出願人は一つの特許出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。

出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明特許である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することが出来る。先の出願が実用新案特許の出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。但し、後の出願を行うに当たり、先の出願の主題に以下の状況のうちの一つがある場合は、国内優先権を主張する基礎とすることは出来ない。

- (1) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合
- (2) 既に特許権を付与されている場合
- (3) 規定に基づいて提出された分割出願に属する場合

出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げら

第三十九条

出願人は一つの特許出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。

出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明特許である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することが出来る。先の出願が実用新案特許の出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。但し、後の出願を行うに当たり、先の出願に以下の状況のうちの一つがある場合は、国内優先権を主張する基礎とすることは出来ない。

- (1) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合
- (2) 既に特許権を付与されている場合
- (3) 規定に基づいて提出された分割出願に属する場合

出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げら

<p>られたものと見なされる。</p>	<p>られたものと見なされる。</p>
<p>第三十四条</p> <p>中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願し又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門が必要と認めた時は、以下の書類の提出を要求することが出来る。</p> <p>(1) 国籍証明</p> <p>(2) 出願人が企業又はその他の組織である場合は、その営業所又は本部所在地の証明書類</p> <p>(3) 中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、当該国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類</p>	<p>第四十条</p> <p>中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願し又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門が必要と認めた時は、以下の書類の提出を要求することが出来る。</p> <p>(1) 出願人が個人の場合、その国籍証明</p> <p>(2) 出願人が企業又はその他の組織である場合は、その国あるいは地域の証明書類</p> <p>(3) 中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、当該国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類</p>
<p>第三十五条</p> <p>特許法第三十一条第1項の規定に基づいて、一つの特許出願として提出することが出来る、一つの全体的発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術特徴を含んでいなければならない。ここに言う特定の技術特徴とは各項の発明又は実用新案を全体とし、既存の技術に貢献する技術特徴を指す。</p>	<p>第四十一条</p> <p>特許法第三十二条第1項の規定に基づいて、一つの特許出願として提出することが出来る、一つの全体的発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術特徴を含んでいなければならない。ここに言う特定の技術特徴とは各項の発明又は実用新案を全体とし、既存の技術に貢献する技術特徴を指す。</p>
<p>第三十六条</p> <p>特許法第三十一条第2項に言う同一の類別とは、製品が分類表の中の同一の小分類に属することを指す。一組で販売又は使用するとは、各製品的设计思想が同じで、且つ習慣上同時に販売され同時に使用されることを指す。</p> <p>特許法第三十一条第2項の規定に基づいて、二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号を各意匠を使用した製品の正投影図の前に記さなければならない。</p>	<p>第四十二条</p> <p>特許法第三十二条第2項に言う同一製品の複数類似意匠とは、所属分野のデザイナーにより当該意匠特許出願の中で同一製品のその他の意匠と簡単な説明の中で指定した基本意匠のデザインに明確な差異が無いものをさす。1件の意匠特許出願中の類似意匠は10項目を超えてはならない。</p> <p>特許法第三十二条第2項に言う同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる2件以上の意匠とは、各製品が分類表中の同一大分類に属し、習慣上同時に販売あるいは同時に使用され、且つ各製品の意匠が同様のデザイン思想を持つものを指す。</p> <p>二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号を各意匠を使用した製品の各正投影図の名称の前に注記しなければならない。</p>
<p>第三十七条</p> <p>出願人が出願を取り下げの場合は、国務院特許行政部門申し立て 発明創造の名称 出願番号</p>	<p>第四十三条</p> <p>出願人が出願を取り下げの場合は、国務院特許行政部門申し立て 発明創造の名称 出願番号</p>

<p>出願日を明記しなければならない。 特許出願を取り下げる申し立てが、国務院特許行政部門が特許出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合は、出願文書はなお公開される。但し、特許の出願を取り下げる申し立てはその後には出版する特許広報で公告しなければならない。</p>	<p>出願日を明記しなければならない。 特許出願を取り下げる申し立てが、国務院特許行政部門が特許出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合は、出願文書はなお公開される。但し、特許の出願を取り下げる申し立てはその後には出版する特許広報で公告しなければならない。</p>
<p>第三章 特許出願の審査と認可</p>	<p>第三章特許出願の審査と認可</p>
<p>第三十八条</p> <p>予備審査、実体審査、復審及び無効宣告手続きにおいて、実体審査と審理を行う者に以下の状況のうちの一つがある場合、自ら忌避しなければならない。</p> <p>(1) 当事者又はその代理人の近い親族である場合 (2) 特許出願又は特許権と利害関係がある場合 (3) 当事者又はその代理人とその他の関係があり、公正な審査と審理に影響する可能性がある場合 (4) 特許復審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参加していた場合</p>	<p>第四十四条</p> <p>予備審査、実体審査、復審又は無効宣告手続きにおいて、実体審査と審理を行う者に以下の状況のうちの一つがある場合、自ら忌避しなければならない。</p> <p>(1) 当事者又はその代理人の近い親族である場合 (2) 特許出願又は特許権と利害関係がある場合 (3) 当事者又はその代理人とその他の関係があり、公正な審査と審理に影響する可能性がある場合 (4) 特許復審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参加していた場合</p>
<p>第三十九条</p> <p>国務院特許行政部門は、発明又は実用新案特許出願の願書、明細書（実用新案は添付図面を付さなければならない）及び特許請求範囲書、又は意匠特許出願の願書と意匠の図面又は写真を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。</p> <p>第四十条</p> <p>特許出願書類に以下の状況のうちの一つがある場合、国務院特許行政部門は受理せず、また出願人に通知する。</p> <p>(1) 発明又は実用新案特許の出願に願書、明細書（実用新案の天賦図面を含む）、特許請求範囲書が欠けているか、又は意匠特許の出願に願書、図面又は写真が欠けている場合 (2) 中国語を使用していない場合 (3) 本細則第二百二十条第1項の規定に合致しない場合 (4) 願書中に出願者の姓名又は名称及び住所が欠落している場合</p>	<p>第四十五条</p> <p>特許出願書類に以下の状況のうちの一つがある場合、国務院特許行政部門は受理せず、また出願人に通知する。</p> <p>(1) 発明特許の出願に願書、明細書、あるいは特許請求範囲書が欠けている、実用新案特許の出願に願書、明細書、添付図面あるいは特許請求範囲書が欠けている、意匠特許の出願に願書、図面あるいは写真又は簡単な説明が欠けている場合 (2) 中国語を使用していない場合 (3) 願書中に出願者の姓名又は名称及び住所が欠落している場合 (4) 特許法第十九条又は第二十条第1項の規定に明らかに合致しない場合 (5) 特許出願の類別、すなわち当該の特許出願が発明特許の出願か実用新案特許の出願か意匠特許の出願かの判断が不明確であるか又は確定しがたい場合 本条前述のいずれかの状況を除き、国務院特許行政部門は特許出願書類を受け取ったならこれ</p>

<p>(5) 明らかに特許法第十八条及び第十九条第1項の規定に合致していない場合</p> <p>(6) 特許出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が不明確であるか又は確定しがたい場合</p>	<p>を受理し、出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。</p>
<p>第四十一条</p> <p>明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院特許行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを請求しなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合は、添付図面を特許行政部門に提出又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を保持する。</p>	<p>第四十六条</p> <p>明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院特許行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを請求しなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合は、添付図面を特許行政部門に補充提出した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を保持する。</p>
<p>第四十二条</p> <p>一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第1項に規定する期限が到来するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。但し、特許出願が既に拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものと見なされた場合、分割出願を申し出ることが出来ない。</p> <p>国務院特許行政部門は、一つの特許出願が特許法第31条と本細則第三十五条又は第三十六条の規定に合致しないと認めた場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が到来しても出願人が回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なす。</p> <p>分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。</p>	<p>第四十七条</p> <p>一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本条例第五十九条第1項に規定する期限が到来するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。但し、特許出願が既に拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものと見なされた場合、分割出願を申し出ることが出来ない。</p> <p>国務院特許行政部門は、一つの特許出願が特許法第三十二条と本条例第四十一条又は第四十二条の規定に合致しないと認めた場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が到来しても出願人が回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なす。</p> <p>分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。</p>
<p>第四十三条</p> <p>本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を保持することができ、優先権を享有することができるものについては、優先権日を保持することが出来るが、元の出願公開の範囲を超えることは出来ない。</p> <p>分割出願は特許法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。</p> <p>分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。分割出願を行うに当たっては、出願人は元の出願書類の副本</p>	<p>第四十八条</p> <p>本条例第四十七条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を保持することができ、優先権を享有することができるものについては、優先権日を保持することが出来るが、元の出願に記載された範囲を超えることは出来ない。</p> <p>分割出願は特許法及び本条例の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。</p> <p>分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。</p>

を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合は、元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。

第四十四条

特許法第三十四条及び第四十条に言う予備審査とは、特許出願が特許法第二十六条又は第二十七条に規定する書類及びその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを審査することであり、また以下の各項を審査する。

(1) 発明特許出願が特許法第五条、第二十五条の規定に明らかに属しているか、又は特許法第十八条、第十九条第1項の規定に合致していないか、又は特許法第三十一条第1項、第三十三条、本細則第二条第1項、第十八条、第二十条の規定に明らかに合致していないか。

(2) 実用新案特許出願が特許法第五条、第25条の規定に明らかに属しているか、又は特許法第十八条、第十九条第1項の規定に合致していないか、又は特許法第二十六条第3項、第4項、第三十一条第1項、第三十三条、本細則第二条第2項、第十三条第1項、第十八条乃至第二十三条、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。

(3) 意匠特許出願が特許法第五条の規定に明らかに属しているか、又は特許法第十八条、第十九条第1項の規定に合致しないか、又は特許法第三十一条第2項、第三十三条、本細則第二条第3項、第十三条第1項、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないか。

国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見を陳述し又は補正するよう要求しなければならない。出願人が期限が到来しても補正しない場合は、その出願は取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国務院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと認める場合、拒絶しなければならない。

第四十九条

特許法第三十五条と第四十一条に言う予備審査とは、特許出願が特許法第二十七条又は第二十八条に規定する出願書類及びその他の必要な書類を具備しているかを審査することであり、また以下の各項を審査する。

(1) 発明特許出願が特許法第五条、第二十六条の規定する状況に明らかに属しているか、又は特許法第十九条、第二十条第1項、第二十一条第1項、第二十七条第6項の規定に合致していないか、又は特許法第三十二条第1項、第三十四条、本条例第二条第1項、第二十一条から第二十五条、第三十条の規定に明らかに合致していないか。

(2) 実用新案特許出願が特許法第五条、第二十六条の規定する状況に明らかに属しているか、又は特許法第十九条、第二十条第1項、第二十一条第1項、本条例第二条第2項、第二十一条から第二十五条、第二十七条から第二十九条の規定に合致していないか、又は特許法第二十三条第2項、第4項、第二十七条第3項、第5項、第三十二条第1項、第三十四条、本条例第二十六条、第四十八条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。

(3) 意匠特許出願が特許法第五条、第二十四条第3項、第二十六条第1項第(6)号の規定する状況に明らかに属しているか、又は特許法第十九条、第二十条第1項、本条例第二条第3項、第二十一条、第二十二条、第三十三条、第三十四条の規定に合致しないか、又は特許法第二十四条第1項、第三十二条第2項、第三十四条、本条例第四十八条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないか。

(4) 出願書類が本条例第三条、第四条第1項、第三百三十二条の規定に合致していないか。

国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見を陳述し又は補正するよう要求しなければならない。出願人が期限が

	<p>到来しても補正しない場合は、その出願は取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国務院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと認める場合、拒絶しなければならない。</p>
<p>第四十五条</p> <p>特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類に以下の状況のうちの一つがある場合は、提出されていないものと見なす。</p> <p>(1) 規定の書式を使用せず又は記入が規定に合致していない場合</p> <p>(2) 規定に基づいて証明材料を提出していない場合</p> <p>国務院特許行政部門は提出されていないと見なす審査意見を出願人に通知しなければならない。</p>	<p>第五十条</p> <p>特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類に以下の状況のうちの一つがある場合は、提出されていないものと見なす。</p> <p>(1) 規定の書式を使用せず又は記入が規定に合致していない場合</p> <p>(2) 規定に基づいて証明材料を提出していない場合</p> <p>国務院特許行政部門は提出されていないと見なす審査意見を出願人に通知しなければならない。</p>
<p>第四十六条</p> <p>出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国務院特許行政部門に申し立てなければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに特許出願を公開しなければならない。</p>	<p>第五十一条</p> <p>出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国務院特許行政部門に申し立てなければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに特許出願を公開しなければならない。</p>
<p>第四十七条</p> <p>出願人は特許法第二十七条の規定に基づいて意匠を使用する製品及びその所属類別を明記するに当たり、国務院特許行政部門が公表する意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の所属類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国務院特許行政部門は補充又は変更することが出来る。</p>	<p>(削除を提案)</p>
<p>第四十八条</p> <p>発明特許出願の公開日より特許権付与の公告日までは、何人も特許法の規定に合致しない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。</p>	<p>第五十二条</p> <p>発明特許出願の公開日より特許権付与の公告日までは、何人も特許法の規定に合致しない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。</p>
<p>第四十九条</p> <p>発明特許の出願人に正当な理由があつて特許法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後補充提出しなければならない。</p>	<p>第五十三条</p> <p>発明特許の出願人に正当な理由があつて特許法第三十七条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後補充提出しなければならない。</p>
<p>第五十条</p>	<p>第五十四条</p>

<p>国務院特許行政部門が特許法第三十五条第 2 項の規定に基づいて特許出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。</p>	<p>国務院特許行政部門が特許法第三十六条第 2 項の規定に基づいて発明特許出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。</p>
<p>第五十一条</p> <p>発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明特許出願に対して自発的に補正することが出来る。</p> <p>実用新案又は意匠特許の出願人は、実用新案又は意匠特許出願に対して自発的に補正することが出来る。</p> <p>出願人が国務院特許業務部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類に対して補正する場合は、通知書の要求に基づいて補正しなければならない。</p> <p>国務院特許業務部門は特許出願書類中の文字と記号の明らかな誤りを自ら補正することが出来る。国務院特許行政部門が自ら補正する場合は、出願人に通知しなければならない。</p>	<p>第五十五条</p> <p>発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明特許出願に対して自発的に補正することが出来る。</p> <p>実用新案又は意匠特許の出願人は、実用新案又は意匠特許出願に対して自発的に補正することが出来る。</p> <p>出願人が国務院特許業務部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類に対して補正する場合は、通知書の述べる欠陥に基づいて補正しなければならない。</p> <p>出願人が提出した修正書類が本条第 1 項又は第 2 項の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門はこれを考慮せず、この修正前の出願書類を基礎として審査を実施できる。出願人が提出した修正書類が本条第 3 項の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は出願人に通知しなければならない。該当の通知を受け取ったなら、出願人は再度修正書類を提出できる。この修正もまだ本条第 3 項の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門はこれを考慮せず、この修正前の出願書類を基礎として継続して審査を実施できる。</p> <p>国務院特許業務部門は特許出願書類中の文字と記号の明らかな誤りを自ら補正することが出来る。国務院特許行政部門が自ら補正する場合は、出願人に通知しなければならない。</p>
<p>第五十二条</p> <p>発明又は実用新案特許出願の明細書又は特許範囲請求書の補正部分は、個々の文字の補正又は増減を除き、規定の書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面又は写真の補正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。</p>	<p>(削除を提案)</p>
<p>第五十三条</p> <p>特許法第三十八条の規定に基づいて、発明特許出願を実体審査の後拒絶すべき状況とは 以</p>	<p>第五十六条</p> <p>特許法第三十九条の規定に基づいて、発明特許出願を実体審査の後拒絶すべき状況とは 以</p>

<p>下のものを指す。</p> <p>(1) 出願が本細則第二条第1項の規定に合致しない場合</p> <p>(2) 出願が特許法第五条、第二十五条の規定に属し、又は特許法第二十二条、本細則第十三条第1項、第二十条第1項、第二十一条第2項の規定に合致せず、又は特許法第九条の規定に従って特許権を取得できない場合</p> <p>(3) 出願が特許法第二十六条第3項、第4項、又は第三十一条第1項の規定に合致しない場合</p> <p>(4) 出願の補正が特許法第三十三条の規定に合致せず、又は分割出願が本細則第四十三条第1項の規定に合致しない場合</p>	<p>下のものを指す。</p> <p>(1) 出願が特許法第五条、第二十六条の規定する状況に属する、又は特許法第九条の規定に従って特許権を取得できない場合</p> <p>(2) 出願が特許法第二十一条第1項、第二十三条、第二十七条第3項、第5項、第6項、第三十二条第1項、本条例第二条第1項、第二十六条第2項の規定に合致しない場合</p> <p>(3) 出願の補正が特許法第三十四条の規定に合致せず、又は分類出願が本条例第四十八条第1項の規定に合致しない場合</p>
<p>第五十四条</p> <p>国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。</p> <p>期限が到来しても登録手続きを行わない場合特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。</p>	<p>第五十七条</p> <p>国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。</p> <p>期限が到来しても登録手続きを行わない場合特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。</p>
<p>第五十五条</p> <p>実用新案特許権を付与する旨の決定が公告された後、実用新案特許権者は実用新案特許検索報告書を作成するよう国務院特許行政部門に請求することができる。</p> <p>実用新案特許検索報告書の作成を請求する場合は、請求書を提出し、且つ、実用新案特許の特許番号を指定しなければならない。一つの請求は一つの実用新案特許に限る。</p> <p>国務院特許行政部門は実用新案特許検索書作成の請求を受領した後、審査を行わなければならない。請求が規定の要求に合致しない場合、指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。</p>	<p>第五十八条</p> <p>実用新案又は意匠権を付与する旨の決定が公告された後、特許権者又は利害関係者は特許権評価報告書を国務院特許行政部門に請求することができる。</p> <p>前述の利害関係者とは、特許権者と特許実施許可契約を交わした被許可者を指す。</p> <p>第五十九条</p> <p>特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を提出し、特許番号を明記しなければならない。1回の請求は1件の特許権に限られなければならない。</p> <p>特許権評価報告請求書が前述の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は請求者に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。請求者が期限までに補正しない場合、請求は提出されていないとみなす。</p>
<p>第五十六条</p> <p>審査を行い、実用新案特許検索報告書の請求が規定に合致している場合は、国務院特許行政</p>	<p>第六十条</p> <p>国務院特許行政部門が、特許権評価報告請求書の述べる実用新案又は意匠の特許権が特許法お</p>

<p>部門は速やかに実用新案特許検索報告書を作成しなければならない。</p> <p>検索の結果、関係する実用新案特許が特許法第二十二条の新規性又は創造性の規定に合致しないと国務院特許行政部門が認めた場合は、対比書類を引証し、理由を説明し、且つ引証する対比書類の複写を添付しなければならない。</p>	<p>よび本条例の規定する特許権付与の条件に合致しているとみなす場合、すみやかに特許権評価報告を作成しなければならない。特許法および本条例の規定する特許権付与の条件に合致していないとみなす場合、その初歩的評価意見とその理由を特許権者に通知しなければならない。特許権者は該当の通知を受け取った日から15日以内に意見を述べる事が出来る。国務院特許行政部門は特許権者の意見を考慮した後、すみやかに特許権評価報告を作成しなければならない。特許権者が期限を過ぎても意見を述べない場合、特許権評価報告の作成には影響しない。</p> <p>第六十一条</p> <p>国務院特許行政部門は公式サイトで作成した特許権評価報告を公布しなければならない。公布後、企業又は個人はいずれも国務院特許行政部門の発行する特許権評価報告の副本を請求することが出来る。</p> <p>国務院特許行政部門が特許権評価報告を公布する前に、同一の実用新案又は意匠の特許権に対する特許権評価報告の請求が多数ある場合、国務院特許行政部門は特許権評価報告を1部のみ作成する。国務院特許行政部門が特許権評価報告を公布した後で、報告が述べる実用新案又は意匠の特許権に対して特許権評価報告を再度作成するよう請求する場合、国務院特許行政部門はこれを受理しない。</p>
<p>第五十七条</p> <p>国務院特許行政部門は、特許公告、特許書類中に発生した誤りを発見した場合は、速やかに訂正し、且つ行なった訂正について公告しなければならない。</p>	<p>第六十二条</p> <p>国務院特許行政部門は、特許公報、特許単行書中に発生した誤りを発見した場合は、速やかに訂正し、且つ行なった訂正について公告しなければならない。</p> <p>特許公報、特許単行書に文字、符号の明らかな誤り又は誤編集があるとみなす者は誰でも、国務院特許行政部門に対してその理由を説明できる。確認後、国務院特許行政部門はすみやかにこれを訂正し、且つ行なった訂正について公告しなければならない。</p>
<p>第四章特許出願の復審と特許権の無効宣告</p>	<p>第四章特許出願の復審と特許権の無効宣告</p>
<p>第五十八条</p> <p>特許復審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術の専門家と法律の専門家から構成され</p>	<p>第六十三条</p> <p>特許復審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術の専門家と法律の専門家から構成され</p>

<p>主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。</p>	<p>主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。</p>
<p>第五十九条</p> <p>特許法第四十一条の規定に基づいて特許復審委員会に復審を請求する場合は、復審請求書を提出し、理由を説明し、必要な場合には更に関係する証拠を添付しなければならない。</p> <p>復審請求書が規定の書式に合致しない場合、復審請求人は特許復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合、当該復審請求は提出されなかったものと見なす。</p>	<p>第六十四条</p> <p>特許法第四十二条第1項の規定に基づいて特許復審委員会に復審を請求する場合は、復審請求書を提出し、理由を説明し、必要な場合には更に関係する証拠を添付しなければならない。</p> <p>復審請求書が特許法第二十条第1項又は第四十二条第1項の規定に合致しない場合、復審請求人はこれを受理せず、出願人にこれを通知する。</p> <p>第六十五条</p> <p>復審請求書は規定の書式を採用しなければならない。規定の書式に合致しない場合、復審請求人は特許復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合、当該復審請求は提出されなかったとみなす。</p>
<p>第六十条</p> <p>請求人は復審を請求し又は特許復審委員会の復審通知書に回答する時、特許出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶決定又は復審通知書の指摘する欠陥の除去に限られなければならない。</p> <p>補正された特許出願書類は一式二部提出しなければならない。</p>	<p>第六十六条</p> <p>請求人は復審を請求し又は特許復審委員会の復審通知書に回答する時、特許出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶決定又は復審通知書の指摘する欠陥の除去に限られなければならない。</p>
<p>第六十一条</p> <p>特許復審委員会は受理した復審請求書を国務院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しの同意する場合、特許復審委員会はこれに基づいて復審の決定を行い、復審請求人に通知しなければならない。</p>	<p>第六十七条</p> <p>特許復審委員会は受理した復審請求書を国務院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しの同意する場合、特許復審委員会はこれに基づいて復審の決定を行い、復審請求人に通知しなければならない。</p>
<p>第六十二条</p> <p>特許復審委員会が復審を行った後、復審請求が特許法と本細則の関係規定に合致していないと認めた場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が到来しても回答しない場合、当該復審請求は取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、特許復審委員会がなお特</p>	<p>第六十八条</p> <p>特許復審委員会が復審を行った後、復審請求が特許法と本条例の関係規定に合致していないと認めた場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が到来しても回答しない場合、当該復審請求は取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、特許復審委員会がなお特</p>

<p>許法と本細則の規定に合致していないと認めた場合、元の拒絶決定を維持する復審決定を行わなければならない。</p> <p>特許復審委員会が復審を行った後、元の拒絶決定が特許法と本細則の関係規定に合致していないと認めた場合、又は補正を行った特許出願書類が元の拒絶決定の指摘する欠陥を取り除いた場合、元の拒絶決定を取り消し、元の審査部門が引き続き審査手続きを行わなければならない。</p>	<p>許法と本条例の規定に合致していないと認めた場合、元の拒絶決定を維持する復審決定を行わなければならない。</p> <p>特許復審委員会が復審を行った後、元の拒絶決定が特許法と本条例の関係規定に合致していないと認めた場合、又は補正を行った特許出願書類が元の拒絶決定の指摘する欠陥を取り除いた場合、元の拒絶決定を取り消し、元の審査部門が引き続き審査手続きを行わなければならない。</p>
<p>第六十三条</p> <p>復審請求人は特許復審委員会が決定を行うまでは、その復審請求を取り下げることが出来る。復審請求人が特許復審委員会が決定を行うまでにその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。</p>	<p>第六十九条</p> <p>復審請求人は特許復審委員会が決定を行うまでは、その復審請求を取り下げることが出来る。復審請求人が特許復審委員会が決定を行うまでにその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。</p>
<p>第六十四条</p> <p>特許法第四十五条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、特許復審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣言請求書は提出する全ての証拠を組み合わせ、無効宣言請求の理由を具体的な説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。</p> <p>前項に言う無効宣言請求の理由とは、特許を付与された発明創造が特許法第二十二条、第二十三条、第二十六条第3項、第4項、第三十三条、又は本細則第二条、第十三条第1項、第二十条第1項、第二十一条第2項の規定に合致しないか、又は特許法第五条、第二十五条の規定に属するか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないことを指す。</p>	<p>第七十条</p> <p>特許法第四十六条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、特許復審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣言請求書は提出する全ての証拠を組み合わせ、無効宣言請求の理由を具体的な説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。</p> <p>前項に言う無効宣言請求の理由とは、付与された特許権が特許法第二十一条第1項、第二十三条、第二十四条、第二十七条第3項、第5項、第三十四条、本条例第二条、第二十六条第2項、第四十八条第1項の規定に合致しないか、又は特許法第五条、第二十六条の規定に属するか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないことを指す。</p>
<p>第六十五条</p> <p>特許権無効宣告請求書が本細則第六十四条の規定に合致しない場合は、特許復審委員会は受理しない。</p> <p>特許復審委員会が無効宣告請求について決定を行った後、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、特許復審委員会は受理しない。</p> <p>特許を付与した意匠が他人が先に取得した合法的権利と衝突することを理由に意匠特許権の無効を宣告するよう請求したが 発効した 権利</p>	<p>第七十一条</p> <p>特許権の無効宣告請求が以下の状況に合致する場合、特許復審委員会はこれを受理せず、出願人に通知する。</p> <p>(1) 特許法第二十条第1項の規定に合致しない場合</p> <p>(2) 本条例第七十六条の規定に合致しない場合</p> <p>(3) 特許復審委員会が無効宣告請求に対し決定を下した後で、同様の理由と証拠を以って無効宣告請求をした場合</p>

<p>の衝突を証明できる処理決定又は判決を提出しない場合は、特許復審委員会は受理しない。特許権無効宣告請求書が規定の書式に合致していない場合、無効宣告請求人は特許復審委員会が指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合は、当該無効宣告請求は提出されなかったものと見なす。</p>	<p>第七十二条 特許権無効宣告請求書は規定の書式に合致していなければならない。 規定の書式に合致していない場合、無効宣告請求人は特許復審委員会が指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合は、当該無効宣告請求は提出されなかったものと見なす。</p>
<p>第六十六条 特許復審委員会が無効宣告請求を受理した後請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して1ヶ月以内に理由を増加し又は証拠を補充することが出来る。期限を過ぎて理由を増加し又は証拠を補充した場合は、特許復審委員会は考慮しなくてよい。</p>	<p>第七十三条 特許復審委員会が無効宣告請求を受理した後請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して1ヶ月以内に理由を増加し又は証拠を補充することが出来る。期限を過ぎて理由を増加し又は証拠を補充した場合は、特許復審委員会は考慮しなくてよい。</p>
<p>第六十七条 特許復審委員会は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に特許復審委員会が発行した転送書類通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が到来しても回答しない場合は、特許復審委員会の審理に影響しない。</p>	<p>第七十四条 特許復審委員会は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に特許復審委員会が発行した転送書類通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が到来しても回答しない場合は、特許復審委員会の審理に影響しない。</p>
<p>第六十八条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求範囲書を補正することが出来るが、元の権利の保護範囲を拡大することはできない。発明又は実用新案特許の特許権者は特許明細書と図面を補正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真、要約説明を補正してはならない。</p>	<p>第七十五条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求範囲書を補正することが出来るが、元の権利の保護範囲を拡大することはできない。発明又は実用新案特許の特許権者は特許明細書と図面を補正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真、要約説明を補正してはならない。</p>
<p>第六十九条 特許復審委員会は当事者の請求又は事件内容の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定することが出来る。特許復審委員会が無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。</p>	<p>第七十六条 特許復審委員会は当事者の請求又は事件内容の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定することが出来る。特許復審委員会が無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。</p>

<p>い。</p> <p>無効宣告請求人が特許復審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、また口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求は取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。</p>	<p>い。</p> <p>無効宣告請求人が特許復審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、また口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求は取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。</p>
<p>第七十条</p> <p>無効宣告請求の審理手続きにおいて、特許復審委員会が指定した期限は延長してはならない。</p>	<p>第七十七条</p> <p>無効宣告請求の審理手続きにおいて、特許復審委員会が指定した期限は延長してはならない。</p>
<p>第七十一条</p> <p>特許復審委員会が無効宣告請求について決定を行うまでは、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる。</p> <p>無効宣告請求人が、特許復審委員会が決定を行うまでにその請求を取り下げた場合、無効宣告請求審査手続きは終止する。</p>	<p>第七十八条</p> <p>特許復審委員会が無効宣告請求について決定を行うまでは、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる。</p> <p>無効宣告請求人が、特許復審委員会が決定を行うまでにその請求を取り下げた場合、無効宣告請求審査手続きは終止する。ただし、特許復審委員会がすでに証拠を基礎として特許権の無効宣告を作成できる、又は部分的に無効の決定を下せるとみなす場合、審査手続きは終了しない。</p>
<p>第五章 特許の裁定実施権</p> <p>第七十二条</p> <p>特許権付与の日より起算して満3年経過した後は、如何なる機関も特許法第四十八条の規定に基づいて、国務院特許行政部門に裁定実施権の裁定を請求することができる。</p> <p>裁定実施権の裁定を請求する場合は、国務院特許行政部門に裁定実施権裁定請求書を提出し、理由を説明し、また関係証明書類各一式二部を添付しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門は裁定実施権裁定請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が到来しても回答しない場合、国務院特許行政部門の裁定実施権に関する裁定に影響しない。</p> <p>国務院特許行政部門が行う裁定実施権の実施決定は、国内市場の需要に応えるためであることに限定しなければならない。裁定実施権が関わる発明創造が半導体技術である場合は、裁定実施権は公共の非商業的使用、若しくは司法手続行政手続によって反競争行為であると確定し救</p>	<p>第五章 特許の裁定実施権</p> <p>第七十九条</p> <p>裁定実施権の付与を請求する場合は、国務院特許行政部門に裁定実施権裁定請求書を提出し、理由を説明し、また関係証明書類各一式二部を添付しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門は裁定実施権裁定請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。</p> <p>期限が到来しても回答しない場合、国務院特許行政部門の決定には影響しない。国務院特許行政部門は、裁定実施権の請求を撤回する決定を下す又は裁定実施権の裁定を行う前に、出願人又は特許権者に通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。</p>

<p>済を与える使用に限定される。</p>	
	<p>第八十条</p> <p>特許法第四十九条第（１）項の言う当該特許を十分に実施していないとは、特許権者および被許可者が当該特許を実施する方法又は規模が国内の特許製品又は特許方法の需要を満たしていないことを指す。</p> <p>特許法第五十一条の言う薬品とは、公共の健康問題が必要とする医薬品分野のすべての特許製品又は特許の方法により獲得した製品を指し、当該製品の製造に必要な活性成分および当該製品の使用に必要な診断用品を含む。</p>
	<p>第八十一条</p> <p>中国に本条例第八十条第２項の述べる薬品の製造能力が無い又は製造能力が不十分な場合、不十分な場合、国务院特許行政部門は特許法第五十条の規定に基づいて当該薬品特許の裁定実施権の裁定を許可し、被許可者が世界貿易機関（WTO）成員から当該成員の裁定実施権により製造し且つ中国に輸出した当該薬品を輸入することを許可する。</p> <p>本条前項の規定により、国务院特許行政部門に裁定実施権の裁定を請求する場合、願書中に中国が必要とする薬品の名称と数量を明記し、さらに中国が当該薬品の製造能力を持たない又は能力が不十分であることの証明を提供しなければならない。</p>
	<p>第八十二条</p> <p>国务院特許行政部門が本条例第八十一条第一項における強制許可を付与する場合、国务院の関連主管部門は、合理的な措置により、輸入薬品が其他国家に再輸出されることを防止しなければならない。</p> <p>薬品を製造し輸出する WTO 加盟国家が、すでに当該薬品の特許権人に適切な報酬を支払っている場合、中国の強制許可を取得した単位または個人は、再支給しなくてもよい。</p>
	<p>第八十三条</p> <p>国务院特許行政部門が本条例第八十一条第一項における強制許可を付与する場合、国务院の関連主管部門は、中国が必要とする薬品の名称と数量を明記し、中国が当該薬品の製造能力を持たないまたは不足している等の情報を確認し、</p>

	<p>WTOに通知しなければならない。</p>
	<p>第八十四条</p> <p>特許法第五十一条規定に基づき強制許可を請求するものは、次の条件に符合していなければならない。</p> <p>(一) 輸入国家がWTO加盟国家である場合、必要とする薬品の名称と数量をすでにWTOに通知している。</p> <p>輸入国家が非WTO加盟国家である場合、外交ルートまたはその他の方法で、必要とする薬品の名称と数量をすでに中国に説明している。</p> <p>(二) 輸出国家がWTOに加盟している発展途上国である場合、同国が当該薬品の製造能力を持たないまたは不足していることを証明している。</p> <p>(三) 当該薬品が輸出国家において特許権を付与されている場合、輸出国家は当該特許薬品に対し輸入許可の強制許可をすでに取得または準備している。</p> <p>本条前項規定の条件に符合しない場合は、国务院特許行政部門は強制許可請求の決定を却下しなければならない。</p>
	<p>第八十五条</p> <p>国务院特許行政部門が特許法第五十一条の規定に基づき強制許可を付与した場合、その決定において以下の要求が明確にされていなければならない。</p> <p>(一) 強制許可により製造された薬品の数量は、輸入国家が必要とする数量を超えてはならず、また全て同輸入国家に輸出されなければならない。</p> <p>(二) 強制許可を取得した単位が製造した薬品は特定の表示または表記により当該薬品が強制許可に基づいて製造されたものであることを明確に注記しなければならない。実行可能且つ薬品価格に明らかな影響を及ぼさない場合、特徴的な色または形状、または特徴的な包装を薬品本体に採用しなければならない。</p> <p>(三) 薬品の積載輸送を行う前に、強制許可を取得した単位は、自身のウェブサイトまたはWTOの関連ウェブサイト上で、輸入国家に輸送される薬品の数量及び本条第(二)項で述べられた薬品の識別特徴等の情報を公布しなければならない。</p>
	<p>第八十六条</p>

	<p>国務院特許行政部門が特許法第五十一条の規定に基づき強制許可を付与した場合、国務院の関連主管部門は、次の情報をWTOに通知しなければならない。</p> <p>(一) 強制許可を取得した単位の名称と住所 (二) 輸出する薬品の名称と数量 (三) 輸入国家 (四) 強制許可の期限 (五) 薬品の数量及び本条第八十七条第(二)項に述べられた薬品の識別特徴等の方法を公布したウェブサイトのアドレス</p>
<p>第七十三条</p> <p>特許法第五十四条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の額面についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議において合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より3か月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。</p>	<p>第八十七条</p> <p>特許法第五十八条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の額面についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議において合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より3か月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。</p>
<p>第六章 職務発明の発明人または設計人に対する奨励と報酬</p>	<p>第八十八条</p> <p>中国単位は《中華人民共和国労働契約法》で制定された規則制度または発明人または設計人との契約において約定された特許法第十七条に基づく奨励と報酬を行うことができる。規定または約定されていない場合は、本条例第八十九条、第九十条の規定を適用する。</p> <p>前項で述べられた奨励と報酬の支払いは、貨幣方式を採用することができ、また株式、ストックオプション等の非貨幣方式を採用することもできる。</p> <p>職務発明の発明人または設計人が、本条第一項で述べられた規則制度における規定または契約において定められた奨励と報酬が著しく非合理的であるとした場合、単位と協議を行うことができる。協議で合意に達しなかった場合は、第八十九条、第九十条の規定を適用する。</p>
<p>第七十四条</p> <p>特許権を付与された国有企業単位は、特許権公告日より3か月以内に発明人または設計人に報奨を与えなければならない。発明特許一件あたりの報奨は2,000元を下回ってはならない。</p>	<p>第八十九条</p> <p>特許権を付与された中国単位は、特許権公告日より3か月以内に発明人または設計人に報奨を与えなければならない。発明特許一件あたりの報奨は2,000元を下回ってはならない。實用新</p>

<p>実用新案特許または意匠特許一件あたりの報奨は500元を下回ってはならない。</p> <p>発明人または設計人の意見が所属単位に採用されたことにより完成された発明については、特許権を付与された中国単位は、特例的に報奨を与えなければならない。</p> <p>企業は、発明人または設計人に与える報奨を原価として計上することができ、事業単位は事業費の中から支出することができる。</p>	<p>案特許または意匠特許一件あたりの報奨は500元を下回ってはならない。</p> <p>発明人または設計人の意見が所属単位に採用されたことにより完成された発明については、特許権を付与された中国単位は、特例的に報奨を与えなければならない。</p> <p>企業は、発明人または設計人に与える報奨を原価として計上することができ、事業単位は事業費の中から支出することができる。</p>
<p>第七十五条</p> <p>特許権を付与された国有企事業単位は、特許権の有効期限内であれば、発明特許を実施した後、同発明または実用新案特許により得られた税引後利益の中から2%を下回らない額、または、同意匠特許により得られた税引後利益の中から0.2%を下回らない額を、報酬として発明人または設計人に毎年支払わなければならない。または、上述の比率を参照し、発明人または設計人に一度のみの報酬を与えなければならない。</p> <p>第七十六条</p> <p>特許権を付与された国有企事業単位が、その他単位または個人がその特許を実施することを許可した場合、同特許の実施を許可することにより取得した使用費の税引後額の10%を下回らない額を発明人または設計人に報酬として支払わなければならない。</p>	<p>第九十条</p> <p>特許権を付与された中国単位は、特許権の有効期限内であれば、発明特許を実施した後、同発明または実用新案特許により得られた税引後利益の中から2%を下回らない額、または、同意匠特許により得られた税引後利益の中から0.2%を下回らない額を、報酬として発明人または設計人に毎年支払わなければならない。または、上述の比率を参照し、発明人または設計人に一度のみの報酬を与えなければならない。</p> <p>特許権を付与された中国単位が、その特許権、許可をその他単位または個人がその特許を実施するよう譲渡した場合、その取得した譲渡費、使用費の税引後額の10%を下回らない額を発明人または設計人に報酬として支払わなければならない。</p>
<p>第七十七条</p> <p>本章の報奨と報酬に関する規定は、中国のその他単位も参考とし実施することができる。</p>	<p>(削除の提案)</p>
	<p>第九十一条</p> <p>職務発明の発明人、設計人が取得する奨励と報酬の権利は労働人事関係の解雇または終了による喪失しない。ただし、中国単位と発明人、設計人との間で締結された契約において約定がある場合を除く。</p> <p>職務発明の発明人、設計人が死亡した場合、その取得する報酬は継承人が法に基づき継承しなければならない。</p>
<p>第七章 特許権の保護</p>	<p>第七章 特許権の保護</p>
<p>第七十八条</p> <p>特許法と本細則における特許管理工作部門とは、省 自治区 直轄市人民政府及び特許管理作業の</p>	<p>第九十二条</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府と各市人民政府が設立した特許管理工作部門は 特許法第六十一</p>

<p>量が多く、処理能力を有する地区の市人民政府が設立した特許管理工作部門を指す。</p>	<p>条の規定に基づき特許権侵害紛争を処理し、特許権侵害の賠償額を調停することができる。 省、自治区、直轄市人民政府と各市人民政府が設立した特許管理工作部門、及び県級以上の人民政府が経済社会発展の需要に基づき設立した特許管理工作部門は、特許法第六十四条、第六十五条、本条例第九十三条の規定に基づき、他人の権利の詐称、特許模倣行為の調査及び特許紛争の調停を行うことができる。</p>
<p>第七十九条</p> <p>特許法第五十七条規定を除き、特許管理工作部門は次に列挙した特許紛争について当事者に請求でき、また調停を行うことができる。</p> <p>(一) 特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争 (二) 発明人、設計人資格をめぐる紛争 (三) 職務発明の発明人、設計人の奨励と報酬をめぐる紛争 (四) 発明特許出願公布後における特許権授与前の発明の使用により発生した適切な費用の未払いをめぐる紛争</p> <p>前項第(四)項における紛争について、特許権人が特許管理工作部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後でなければならない。</p>	<p>第九十三条</p> <p>特許法第六十一条規定を除き、特許管理工作部門は次に列挙した特許紛争について当事者に請求でき、また調停を行うことができる。</p> <p>(一) 特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争 (二) 発明人、設計人資格をめぐる紛争 (三) 職務発明創造の発明人、設計人の奨励と報酬をめぐる紛争 (四) 発明特許出願公布後における特許権授与前の発明の使用により発生した適切な費用の未払いをめぐる紛争</p> <p>前項第(四)項における紛争について、特許権人が特許管理工作部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後でなければならない。</p>
<p>第八十条</p> <p>国务院特許行政部門は、特許管理工作部門の特許紛争の処理と調停に対し業務指導を行わなければならない。</p>	<p>第九十四条</p> <p>国务院特許行政部門は、特許管理工作部門の特許侵害紛争の処理、特許紛争の調停及び他人の特許の詐称、特許模倣行為についての調査に対し業務指導を行わなければならない。</p> <p>特許管理工作部門が、特許権侵害紛争、他人の特許の詐称行為または特許模倣行為が重大な影響を及ぼすと認めた場合、国务院特許行政部門に組織的に処理または調査を行うよう求めることができる。</p>
<p>第八十一条</p> <p>当事者が特許紛争の処理または調停を求める場合、請求人の所在地または権利侵害行為のあった地区の特許管理工作部門が担当する。</p> <p>二つ以上の特許管理工作部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許管理工作部門に要求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許管理工作部門に要求した場合、最も早く受理した特許管理工作部門が管轄する。</p>	<p>第九十五条</p> <p>当事者が特許紛争の処理または調停を求める場合、請求人の所在地または権利侵害行為のあった地区の特許管理工作部門が担当する。</p> <p>二つ以上の特許管理工作部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許管理工作部門に要求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許管理工作部門に要求した場合、最も早く受理した特許管理工作部門が管轄する。</p>

<p>特許管理工作部門で管轄権に対する争議が発生した場合、共通の上級人民政府特許管理工作部門により管轄が指定される。共通の上級人民政府特許管理部門がない場合は、国务院特許行政部門により管轄が指定される。</p>	<p>特許管理工作部門で管轄権に対する争議が発生した場合、共通の上級人民政府特許管理工作部門により管轄が指定される。共通の上級人民政府特許管理部門がない場合は、国务院特許行政部門により管轄が指定される。</p>
<p>第八十二条</p> <p>特許侵害紛争の処理過程において、請求人が無効宣告請求を提出し、特許再審委員会がそれを受理した場合、特許管理工作部門に処理の中止を求めることができる。</p> <p>特許管理工作部門が、請求人が提出した中止理由が明らかに不当であると認めた場合は、処理を中止しなくてもよい。</p>	<p>第九十六条</p> <p>特許侵害紛争の処理過程において、請求人が無効宣告請求を提出し、特許再審委員会がそれを受理した場合、特許管理工作部門に処理の中止を求めることができる。</p> <p>次の情況のどれかに当てはまる場合は、特許管理工作部門は処理を中止しなくてもよい。</p> <p>(一) 請求人が特許権無効宣告を請求する根拠と理由が明らかに不十分である場合</p> <p>(二) 請求人により無効宣告を請求された特許権が発明特許権である、または特許再審委員会が有効を保持または一部有効であると審査した実用新案または意匠特許権である場合</p> <p>(三) 特許権評価報告において実用新案特許権または意匠特許権が特許法と本条例で規定された特許権付与の条件に符合している場合</p> <p>(四) 権利権を侵害された技術または設計が明らかに当該特許権の保護範囲外である場合</p> <p>(五) 請求人がその実施する技術または設計が既存の技術または既存の設計のものであるということを証明する証拠がある場合</p>
<p>第八十三条</p> <p>特許権人は特許法第十五条規定に基づき、その特許製品または当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国务院特許行政部門により規定された方式に基づいて表示しなければならない。</p>	<p>第九十七条</p> <p>特許権人は特許法第十六条規定に基づき、その特許製品または当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国务院特許行政部門により規定された方式に基づいて表示しなければならない。</p>
<p>第八十四条</p> <p>次に当てはまる行為は、他人の特許を詐称する行為であるとする。</p> <p>(一) 許可を得ずに、製造または販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表記する</p> <p>(二) 許可を得ずに、広告またはその他宣伝材料において他人の特許番号を使用し、それに関わる技術が他人の特許技術であると誤解させる</p> <p>(三) 許可を得ずに、契約において他人の特許番号を使用し、当該契約に関わる技術が他人の特許技術であると誤解させる</p>	<p>第九十八条</p> <p>次に当てはまる行為は、他人の特許を詐称する行為であるとする。</p> <p>(一) 許可を得ずに、製造または販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表記する</p> <p>(二) 許可を得ずに、広告またはその他宣伝材料において他人の特許番号を使用し、それに関わる技術または設計が他人の特許技術または特許設計であると誤解させる</p> <p>(三) 許可を得ずに、契約において他人の特許番号を使用し、当該契約に関わる技術または設</p>

<p>(四) 他人の特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造</p>	<p>計が他人の特許技術または特許設計であると誤解させる</p> <p>(四) 他人の特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造</p> <p>他人の特許の詐称状況が深刻で、犯罪の構成に関わる場合、特許管理工作部門は法に依り公安機関に処理を移送しなければならない。</p>
<p>第八十五条</p> <p>次に当てはまる行為は、非特許製品を特許製品であると詐称する、非特許方法を特許方法であると詐称する行為であるとする。</p> <p>(一) 特許表記のある非特許製品の製造または販売</p> <p>(二) 特許権の無効宣告後に引き続き製造または販売する製品上に特許標識を表示する</p> <p>(三) 広告またはその他宣伝材料において、非特許技術を特許技術であると称する</p> <p>(四) 契約において、非特許技術を特許技術であると称する</p> <p>(五) 特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造</p>	<p>第九十九条</p> <p>次に当てはまる行為は、非特許製品を特許製品であると詐称する、非特許方法を特許方法であると詐称する行為であるとする。</p> <p>(一) 特許表記のある非特許製品の製造または販売</p> <p>(二) 特許権の無効宣告後または終了後に引き続き製造または販売する製品上に特許標識を表示する</p> <p>(三) 広告またはその他宣伝材料において、出願中の特許を特許であると称する、または非特許技術あるいは非特許設計を特許技術または特許設計であると称する</p> <p>(四) 契約において、出願中の特許を特許であると称する、または非特許技術あるいは非特許設計を特許技術または特許設計であると称する</p> <p>(五) 特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造</p> <p>特許権終了前に法に基づき特許製品または特許方法に基づき直接取得した製品上に特許表示を表記し、特許権終了後も当該製品の販売を許諾されている場合は、特許詐称行為とはみなさない。</p> <p>本条第一項第(五)項で規定された行為の状況が深刻で、犯罪の構成に関わる場合、特許管理工作部門は法に依り公安機関に処理を移送しなければならない。</p>
<p>第八十六条</p> <p>当事者は、特許出願権または特許権の帰属が原因の紛争が発生し、特許管理工作部門にすでに調停を求めているまたは人民法院にすでに起訴している場合、国务院特許行政部門に関連手続きの中止を求めることができる。</p> <p>前項規定に基づき関連手続きの中止を求める場合、国务院特許行政部門に請求書を提出し、特許管理工作部門または人民法院の関連受理文書</p>	<p>第一百条</p> <p>当事者は、特許出願権または特許権の帰属が原因の紛争が発生し、特許管理工作部門にすでに調停を求めているまたは人民法院にすでに起訴している場合、国务院特許行政部門に関連手続きの中止を求めることができる。前項規定に基づき関連手続きの中止を求める場合、国务院特許行政部門に請求書を提出し、特許管理工作部門または人民法院の特許出願番号または特許</p>

<p>の副本を添付しなければならない。</p> <p>特許管理工作部門が作成した調停書または人民法院が行った判決の効力発生後は、当事者は国務院特許行政部門に関連処理の続行手続きを行うことができる。中止要求日より1年以内に関連特許出願権または特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連処理の中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限満了までに延長請求を行っていない場合は、国務院特許行政部門は関連処理を続行するものとする。</p>	<p>番号を明記された関連立案文書の複写を添付しなければならない。</p> <p>特許管理工作部門が作成した調停書または人民法院が行った判決の効力発生後は、当事者は国務院特許行政部門に関連処理の続行手続きを行うことができる。中止要求日より1年以内に関連特許出願権または特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連処理の中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限満了までに延長請求を行っていない場合は、国務院特許行政部門は関連処理を続行するものとする。</p>
<p>第八十七条</p> <p>人民法院が民事案件において特許権に対し保全措置を取ると裁決した場合、国務院特許行政部門は執行に協力する際、保全される特許出願権または特許権の関連処理を中止しなければならない。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連処理を再開するものとする。</p>	<p>第一百一条</p> <p>人民法院が民事案件において特許出願権または特許権に対し保全措置を取ると裁決した場合、国務院特許行政部門は特許出願番号または特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権または特許権の関連処理を中止しなければならない。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連処理を再開するものとする。</p>
<p>第八章 特許登記と特許公報</p>	<p>第八章 特許登記と特許公報</p>
<p>第八十八条</p> <p>国務院特許行政部門が設置した特許登記簿に、特許出願と特許権に関わる次の事項を登記する。</p> <p>(一) 特許権の授与</p> <p>(二) 特許出願権、特許権の移転</p> <p>(三) 特許権の抵当、保全及びその解除</p> <p>(四) 特許実施許可契約の記録</p> <p>(五) 特許権の無効宣言</p> <p>(六) 特許権の終了</p> <p>(七) 特許権の回復</p> <p>(八) 特許実施の強制許可</p> <p>(九) 特許権人の氏名または名称、国籍、住所の変更</p>	<p>第一百二条</p> <p>国務院特許行政部門が設置した特許登記簿に、特許出願と特許権に関わる次の事項を登記する。</p> <p>(一) 特許権の授与</p> <p>(二) 国防特許権、機密保持特許権の解除</p> <p>(三) 特許出願権、特許権の移転</p> <p>(四) 特許権の抵当、保全及びその解除</p> <p>(五) 特許実施許可契約の記録</p> <p>(六) 特許権の無効宣言</p> <p>(七) 特許権の終了</p> <p>(八) 特許権の回復</p> <p>(九) 特許実施の強制許可</p> <p>(十) 特許権人の氏名または名称、国籍、住所の変更</p>
<p>第八十九条</p> <p>国務院特許行政部門が定期出版する特許公報は、次の内容を公布または公告するものとする。</p> <p>(一) 特許出願に記載された記録事項</p> <p>(二) 発明または実用新案特許の説明書の概要、意匠特許の画像または写真及びその簡略な説明</p>	<p>第一百三条</p> <p>国務院特許行政部門が印刷物、電子形式により定期出版する特許公報は、次の内容を公布または公告するものとする。</p> <p>(一) 発明特許出願の記録事項と説明書の概要</p> <p>(二) 発明特許出願の実質審査請求と国務院特</p>

<p>(三) 発明特許出願の実質審査請求と国務院特許行政部門の発明特許出願に対し実質審査を行うことの決定</p> <p>(四) 機密保持特許の内容</p> <p>(五) 発明特許出願公布後の却下、撤回、撤回判断</p> <p>(六) 特許権の授与</p> <p>(七) 特許権の無効宣言 (八) 特許権の終了</p> <p>(九) 特許出願権、特許権の移転</p> <p>(十) 特許実施許可契約の記録</p> <p>(十一) 特許権の抵当、保全及びその解除</p> <p>(十二) 特許実施強制許可の付与</p> <p>(十三) 特許出願または特許権の回復</p> <p>(十四) 特許権人の氏名または名称、住所の変更</p> <p>(十五) 住所不明な当事者への通知</p> <p>(十六) 国務院特許行政部門による訂正</p> <p>(十七) その他の関連事項</p> <p>発明または実用新案の説明書及びその付属図、権利要求書については、国務院特許行政部門が別途全文を出版する。</p>	<p>許行政部門の発明特許出願に対し実質審査を行うことの決定</p> <p>(三) 発明特許出願公布後の却下、撤回、撤回判断、回復、移転</p> <p>(四) 特許権の授与及び特許権の記録事項 (五) 発明または実用新案特許の説明書の概要、意匠特許の画像一枚または写真</p> <p>(六) 国防特許権、機密保持特許権の解除</p> <p>(七) 特許権の無効宣言)</p> <p>(八) 特許権の終了、回復</p> <p>(九) 特許権の移転</p> <p>(十) 特許実施許可契約の記録</p> <p>(十一) 特許権の抵当、保全及びその解除</p> <p>(十二) 特許実施強制許可の付与</p> <p>(十三) 特許権人の氏名または名称、住所の変更</p> <p>(十四) 文書の公告送付</p> <p>(十五) 国務院特許行政部門による訂正</p> <p>(十六) その他の関連事項</p>
	<p>第四百条</p> <p>国務院特許行政部門は印刷物、電子文書形式で発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を出版するものとする。上述の単行本は特許公報と同日に出版されなければならない。</p> <p>発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許の単行本は、表紙、権利要求書、説明書及び図案が含まれていなければならない。意匠特許の単行本は表紙、画像または写真と簡略な説明が含まれていなければならない。</p>
	<p>第四百五条</p> <p>国務院特許行政部門は、相互利益の原則に基づき、其他国家、地区の特許機関または地域性特許組織との特許文献の交換を行うものとする。国務院特許行政部門は、特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を無料で公衆の閲覧に提供しなければならない。</p>
<p>第九章 費用</p>	<p>第九章 費用</p>
<p>第九十条</p> <p>国務院特許行政部門に特許とその他の手続き</p>	<p>第四百六条</p> <p>国務院特許行政部門に特許とその他の手続き</p>

<p>を出願する際、次の費用を支払わなければならない。</p> <p>(一) 出願費、出願付加費、公布印刷費 (二) 発明特許出願実質審査費、再審費 (三) 特許登記費、公告印刷費、出願維持費、年費 (四) 記録事項変更費、優先権要求費、権利回復請求費、期限延長請求費、実用新案特許検索報告費 (五) 無効宣告請求費、手続中止請求費、強制許可請求費、強制許可使用費の裁決請求費</p> <p>前項に列挙した各種費用の納付標準は、国務院価格管理部門と国務院特許行政部門が規定するものとする。</p>	<p>を出願する際、次の費用を支払わなければならない。</p> <p>(一) 出願費、出願付加費 (二) 発明特許出願実質審査費、再審費 (三) 特許登記費、年費 (四) 優先権要求費、権利回復請求費、期限延長請求費 (五) 特許権評価報告請求費、無効宣告請求費</p> <p>前項に列挙した各種費用の納付標準は、国務院価格管理部門と国務院特許行政部門が規定するものとする。</p>
<p>第九十一条</p> <p>特許法と本条例が規定した各種費用は、国務院特許行政部門に直接納付することができ、郵便振込または銀行振込、または国務院特許行政部門が規定した其他方式により納付することもできる。</p> <p>郵便振込または銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門に送付する振込書に出願番号または特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本規定に符合していない場合は、納付手続きを行っていないものとみなす。</p> <p>国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。ただし、振込処理日より国務院特許行政部門が受領する日までが15日を超えている場合、郵便局または銀行が証明した場合を除き、国務院特許行政部門が受領した日を納付日とする。</p> <p>権利費用の過払い、二重払い、納付ミスについて、当事者は納付日より1年以内であれば、国務院特許行政部門に返金請求を提出することができる。</p>	<p>第七百七条</p> <p>特許法と本条例が規定した各種費用は、国務院特許行政部門に直接納付することができ、郵便振込または銀行振込、または国務院特許行政部門が規定した其他方式により納付することもできる。</p> <p>郵便振込または銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門に送付する振込書に出願番号または特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本規定に符合していない場合は、納付手続きを行っていないものとみなす。</p> <p>国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。</p> <p>権利費用の過払い、二重払い、納付ミスについて、当事者が納付日より3年以内に国務院特許行政部門に返金を要求した場合は、国務院特許行政部門は返金しなければならない。</p>
<p>第九十二条</p> <p>出願人は受理通知書を受け取った後、遅くとも出願日より2か月以内に出願費、公布印刷費と</p>	<p>第七百八条</p> <p>当事者は受理通知書の受取日より15日以内または出願日より2か月以内に出願費と必要な出</p>

<p>必要な付加費を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、出願を撤回したものとみなす。</p> <p>出願人が優先権を要求する場合、出願費の納付と同時に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合は、優先権を要求していないものとみなす。</p>	<p>願付加費を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、出願を撤回したものとみなす。</p> <p>出願人が優先権を要求する場合、出願費の納付と同時に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合は、優先権を要求していないものとみなす。</p>
<p>第九十三条</p> <p>当事者が実質審査、権利回復または再審を求める場合、特許法及び本細則で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。</p>	<p>第九十九条</p> <p>当事者が実質審査、権利回復または再審を求める場合、特許法及び本条例で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。</p>
<p>第九十四条</p> <p>発明特許出願人が出願日より2年以内に特許権を付与されていない場合は、第三年度より申請維持費を支払わなければならない。</p>	<p>(削除を提案)</p>
<p>第九十五条</p> <p>出願人は登記手続きを行う際、特許冬季費、公告印刷費、特許権授与の当年の年費を支払わなければならない。発明特許出願人は、各年度の申請維持費も併せて納付しなければならないが、特許権授与の当年はその中に含まれない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、登記手続きを行っていないものとみなす。以後の年費は、前年度期限満了前の1か月以内に納付しなければならない。</p>	<p>第一百条</p> <p>出願人は登記手続きを行う際、特許登記費と特許権授与の当年の年費を支払わなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、登記手続きを行っていないものとみなす。</p> <p>特許権授与の当年以後の年費は、前年度の期間満了前に納付しなければならない。特許権人が未納付または不足のある場合、 国務院特許行政部門は年費納付期限の満了日より6か月以内に前回納付費用を支払い、同時に納付金額は当年の年費額に20%の滞納金を加えた金額を支払うよう特許権人に通知しなければならない。</p> <p>期限満了までに未納付または不足のある場合は、 特許権は年費納付期限満了日をもって終了としなければならない。</p>
<p>第九十六条</p> <p>特許権人が期限内に特許権授与の当年以後の年費について未納付または不足のある場合、国務院特許行政部門は特許権人が品費納付期限満了日より6か月以内に支払い、同時に滞納金を支払うよう特許権人に通知しなければならない。滞納金の金額は規定の納付時間を1か月過ぎる毎に、当年年費全額の5%を加算することを基準として計算するものとする。期限満了までに未納付または不足のある場合は、特許権は年費納付期限満了日をもって終了としなければならない。</p>	<p>第一百一条</p> <p>特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、 請求提出日より1か月以内に納付しなければならない。</p>
<p>第九十七条</p> <p>記録事項変更日、実用新案特許検索報告費、手続中止請求費、強制許可請求費、強制許可使用費</p>	<p>特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、 請求提出日より1か月以内に納付しなければならない。</p>

<p>の裁決請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より1か月以内に規定に基づいて納付しなければならない。期限延長請求費は、期限満了日前に納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。</p>	<p>ない。期限延長請求費は、期限満了日前に納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。</p>
<p>第九十八条</p> <p>出願人または特許権人が本細則で規定された各種費用を納付することが困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額または分割納付の要求を提出することができる。減額または分割納付の方法は、国務院特許行政部門の国務院財政部門、国務院価格管理部門との協議により規定される。</p>	<p>第一百十二条</p> <p>出願人または特許権人が本条例で規定された各種費用を納付することが困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額または分割納付の要求を提出することができる。減額または分割納付の方法は、国務院特許行政部門の国務院財政部門、国務院価格管理部門との協議により規定される。</p>
<p>第十章 国際出願に関する特別規定</p>	<p>第十章 国際出願の中国国内段階における処理の規定</p>
<p>第九十九条</p> <p>国務院特許行政部門は特許法第二十条規定に基づき、特許協力条約に基づく特許の国際出願の提出を受理する。</p> <p>特許協力条約が提出し指定した中国の特許の国際出願（以下、国際出願と略す）に基づいた中国国内段階における処理の条件と手続きには本章の規定を適用するものとする。本章に規定のない場合は、特許法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。</p>	<p>第一百十三条</p> <p>特許協力条約が提出し指定した中国の特許の国際出願（以下、国際出願と略す）に基づいた中国国内段階における処理の条件と手続きには本章の規定を適用するものとする。本章に規定のない場合は、特許法及び本条例のその他各章の関連規定を適用するものとする。</p>
<p>第一百条</p> <p>特許協力条約によりすでに国際出願日が確定され、また指定された中国の国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願であるものとみなし、当該国際出願日は特許法第二十八条でいう出願日とみなす。</p> <p>国際段階において、国際出願が撤回または撤回と見なすと判断された場合、同国際出願の中国における効力は終了する。</p>	<p>第一百四条</p> <p>特許協力条約によりすでに国際出願日が確定され、また指定された中国の国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願であるものとみなす。中国が特許協力条約実施細則の関連規定に対し保留を決定したものを除き、当該国際出願日は特許法第二十九条でいう出願日とみなす。</p> <p>国際段階において、国際出願が撤回または撤回と見なすと判断された場合、同国際出願の中国における効力は終了する。</p>
<p>第一百一条</p> <p>国際出願の出願人は、特許協力条約第二条でいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30か月以内に、国務院特許行政部門に国際出願の中国国内段階の次に挙げる手続きを行わなければならない。</p>	<p>第一百五条</p> <p>国際出願の出願人は、特許協力条約第二条でいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30か月以内に、国務院特許行政部門に中国国内段階の手続きを行わなければならない。出願人が当該期限内に手続を行っていない場合</p>

<p>(一) その国際出願について国内段階手続きを行う書面声明の提出。声明に国際出願番号、取得を希望する特許権の種類、発明の名称、出願人の氏名または名称、出願人の住所、発明人の氏名を明記し、上述の内容が国際局の記録と一致していなければならない。</p> <p>(二) 本細則第九十条第一項で規定された出願費、出願付加費、公布印刷費の納付</p> <p>(三) 国際出願を中国語以外の言語で提出する場合、元の国際出願の説明書、権利要求書、図中の文字と概要の中国語訳文を提出しなければならない。国際出願を中国語で行った場合、国際公布文書の概要副本を提出しなければならない。</p> <p>(四) 図を含む国際出願の場合、図の副本を提出しなければならない。国際出願を中国語で行った場合、国際公布文書の概要図副本を提出しなければならない。</p> <p>出願人が前項規定の期限内に中国国内段階の手続きを行っていない場合、期限延長費を納付した後、優先権日より32か月以内の相応の期限満了前であれば手続きを行うことができる。</p>	<p>期限延長費を支払った後であれば、優先権日より32か月以内に中国国内段階の手続きを行うことができる。</p> <p>出願人が前項でいう32か月の期限内に中国国内段階の手続きを行わなかった場合、当該国際出願の中国における効力は終了とする。</p>
<p>第二百二条</p> <p>出願人が本細則第百〇一条第二項で規定された期限内に中国国内段階の手続きを行っていない、または当該期限の満了時に次の事項のいずれかに当てはまっている場合、その国際出願の中国における効力は終了したものとする。</p> <p>(一) 中国国内段階の手続きを行う声明に国際出願番号が明記されていない</p> <p>(二) 本細則第九十条第一項で規定された出願費、公布印刷費、本細則第百〇一条第二項で規定された期限延長費を納付していない</p> <p>(三) 国際出願を中国語以外の言語で提出し、元の国際出願の説明書と権利要求書の中国語訳文を提出していない</p> <p>中国においてすでに効力が終了している国際出願については、本細則第七条第二項の規定は適用しないものとする。</p>	<p>第一百六条</p> <p>出願人が本条例第一百五十五条第一項の規定に基づき中国国内段階の手続きを行う場合、次の要求に符合していなければならない。</p> <p>(一) 中国語で中国国内段階の手続きを行う書面声明を提出し、取得を希望する特許の種類と国際出願番号を明記している</p> <p>(二) 本条例第百〇六条第一項で規定された出願費を納付し、必要な場合は本条例第一百五十五条第一項に規定された期限延長費を納付している</p> <p>(三) 国際出願を中国語以外の言語で提出する場合、元の国際出願の説明書と権利要求書の中国語訳文を提出している</p> <p>本条前項の要求に符合する場合、国务院特許行政部門は出願番号を付与し、国際出願が中国国内段階の手続きを行う時期（以下、手続日と略す）を明確にし、出願人に通知しなければならない。優先権日より32か月の期限満了までに本条前項の要求に符合していない場合は、国务院特許行政部門は出願人にその国際出願の中国における効力が終了したことを通知しなければならない。</p> <p>第一百七条</p>

	<p>本条例第百十四条第二項の規定に基づいて中国における効力が終了した国際出願については、本条例第八条規定は適用しないものとする。</p> <p>本条例第百十五条第二項または第百十六条第二項の規定に基づいて中国における効力が終了した国際出願については、本条例第八条第二項規定は適用しないものとする。</p>
<p>第百三条</p> <p>出願人が中国国内段階における手続きを行う際、次の事項の一つでも当てはまる場合は、国务院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正を行うよう通知しなければならない。</p> <p>(一) 概要の中国語訳文または概要の副本を提出していない</p> <p>(二) 図の副本または概要の図の副本を提出していない</p> <p>(三) 中国国内段階の手続きを行う声明の中に発明の名称、出願人氏名または名称、出願人の住所、発明人の氏名が中国語で明記されていない</p> <p>(四) 中国国内段階の手続きを行う声明の内容または書式が規定に符合していない</p> <p>期限満了までに、出願人が補正していない場合、その出願は撤回するものとみなす。</p>	<p>第百十八条</p> <p>出願人が本条例第百十五条第一項の規定に基づいて中国国内段階の手続きを行う場合、次の要求を満たしていなければならない。</p> <p>(一) 中国国内段階の手続きを行う書面声明に発明の名称、出願人氏名または名称、住所、発明人の氏名を明記し、上述の内容は国際局の記録と一致していなければならない。国際出願に発明人を明記していない場合は、上述の声明に発明人氏名を明記している</p> <p>(二) 国際出願を中国語以外の言語で提出する場合、概要の中国語訳文と図案の概要の副本を提出している。図中に文章がある場合、図中の文章の中国語訳文を提出している。国際出願を中国語で提出する場合は、国際公布文書の概要と図の概要の副本を提出している</p> <p>(三) 国際段階において国際局がすでに、出願人変更手続を行っている場合に、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出している</p> <p>(四) 必要な場合、本条例第百〇六条第一項で規定された出願付加費を納付している</p> <p>本条前項の要求を満たさない場合は、国务院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。期限満了までに撤回していない場合は、その出願を撤回するものとみなす。</p>
<p>第百四条</p> <p>国際出願が国際段階において修正を行い、出願人が修正した出願文書を基に審査を行うよう要求する場合、出願人は国务院特許行政部門が国家公布の準備作業を完了する前に修正部分の中国語訳文を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文の提出がない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国务院特許行政部門は考慮しないものとする。</p>	<p>第百十九条</p> <p>国際出願が国際段階において修正を行い、出願人が修正した出願文書を基に審査を行うよう要求する場合、手続日より2か月以内に修正部分の中国語訳文を提出しなければならない。期限満了までに提出のない場合は、国务院特許行政部門は出願人が国際段階において行った修正について考慮しないものとする。</p>
<p>第百五条</p>	<p>第百二十条</p>

<p>出願人が中国国内段階の手続きを行う際、次の要求を満たしていなければならない。</p> <p>(一) 国際出願の中で発明人を明記していない場合、中国国内段階の手続きを行う声明の中で発明人氏名を明記している</p> <p>(二) 国際段階において国際局に出願人変更手続をすでに行っている場合、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出しなければならない</p> <p>(三) 出願人と優先権を基に先行出願を行った出願人が同一人ではない、または先行出願を提出後に氏名を変更した場合、必要に応じて出願人が優先権を有することの証明材料を提供しなければならない</p> <p>(四) 国際出願が関わる発明が、特許法第二十四条第(一)項または第(二)項のいずれかに当てはまり、国際出願において声明を作成している場合、中国国内段階の手続きを行う声明の中で説明を行い、手続日より2か月以内に本条例第三十一条第二項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。</p> <p>出願人が本条第一項第(四)項の要求を満たしていない場合、その出願には特許法第二十四条規定は適用されないものとする。</p>	<p>国際出願が関わる発明が、特許法第二十五条第(一)項または第(二)項のいずれかに当てはまり、国際出願を提出するさいに声明を作成した場合、出願人は中国国内段階の手続きを行う書面声明の中で説明を行い、手続日より2か月以内に本条例第三十六条第一項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明がないまたは期限満了までに証明文書が提出されていない場合は、その出願には特許法第二十五条規定は適用されないものとする。</p>
<p>第百六条</p> <p>出願人が特許協力条約に基づき生物材料サンプルの保存について説明を行った場合、本細則第二十五条第(三)項の要求を満たしているものとみなす。出願人は中国国内段階の手続きを行う声明の中に保存事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記しなければならない。</p> <p>出願人が、すでに提出した国際出願の説明書の中に生物材料サンプルの保存事項についてすでに記載しているが、中国国内段階の手続きを行う声明の中で明記していない場合、手続日より4か月以内に補正を行わなければならない。期限満了までに補正がない場合は、当該生物材料は保存が提出されていないものとみなす。</p> <p>出願人が中国国内段階の手続きを行う手続日より4か月以内に国务院特許行政部門に生物材料サンプルの保存証明と生存証明を提出した場合、本細則第二十五条第(一)項で規定された</p>	<p>第二百一十一条</p> <p>出願人が国際段階において特許協力条約規定に基づき生物材料サンプルの保存について説明を行った場合、国際出願の中国国内段階の手続きを行う声明の中に保存事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記し、生物材料サンプルの保存証明と生存証明を提出しなければならない。明記していないまたは証明を提出していない場合、出願人は手続日より4か月以内に補正を行わなければならない。期限満了までに補正がない場合は、当該生物材料は保存が提出されていないものとみなす。</p>

<p>期限内に提出したものとみなす。</p>	
	<p>第二百二十二条</p> <p>国際出願に関わる発明の遺伝資源により完成されたものである場合、出願人は国際出願の中国国内段階の手続きを行う声明の中で説明を行い、規定の表に、当該遺伝資源の直接の出所または元の出所を明記しなければならない。</p>
<p>第七十七条</p> <p>出願人が国際段階において、すでに一項目またはそれ以上の優先権をすでに要求し、中国国内段階の手続きを行う際に当該優先権の継続的な有効性を要求した場合、中国が特許協力条約実施細則の関連規定に対し定めた保留事項を除き、特許法第三十条の規定に基づきすでに書面声明を提出したものとみなす。</p> <p>出願人が国際段階において提出した優先権書面声明に記載ミスがあるまたは先行出願の出願番号が記載されていない場合、中国国内段階手続きを行う際に改正要求を提出または先行出願の出願番号の記入を行うことができる。出願人が訂正要求を提出した場合、優先権要求訂正要求費を納付しなければならない。</p> <p>出願人が国際段階において特許協力条約の規定に基づきすでに先行出願文書副本を提出している場合、中国国内段階の手続きを行う際に国務院特許行政部門に先行出願文書副本を提出する必要はない。出願人が国際段階において先行出願文書副本を提出していない場合、国務院特許行政部門が必要と認めた際は、出願人に指定期限内に提出するよう通知することができる。出願人が期限満了までに提出していない場合は、優先権を要求していないものとみなす。</p> <p>優先権要求が国際段階において未提出であり、国際局が当該情報を公布しているが、出願人に正当な理由がある場合、中国国内段階の手続きにおいて国務院特許行政部門にその優先権の回復を要求することができる。</p>	<p>第二百二十三条</p> <p>出願人が国際段階において、すでに一項目またはそれ以上の優先権をすでに要求し、中国国内段階の手続きを行う際に当該優先権の継続的な有効性を要求した場合、中国が特許協力条約実施細則の関連規定に対し定めた保留事項を除き、特許法第三十一条の規定に基づきすでに書面声明を提出したものとみなす。</p> <p>出願人は手続日より2か月以内に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合は、当該優先権を要求していないものとみなす。</p> <p>出願人が国際段階において特許協力条約の規定に基づきすでに先行出願文書副本を提出している場合、国務院特許行政部門に先行出願文書副本を提出する必要はない。出願人が国際段階において先行出願文書副本を提出していない場合、国務院特許行政部門が必要と認めた際は、出願人に指定期限内に提出するよう通知することができる。出願人が期限満了までに提出していない場合は、優先権を要求していないものとみなす。</p>
<p>第八十八条</p> <p>優先権日より30か月の期限満了前に、国務院特許行政部門が事前に国際出願の処理と審査を済ませるよう要求した場合、出願人は中国国内段階の手続きの他に、特許協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて求を提出しなければな</p>	<p>第二百二十四条</p> <p>優先権日より30か月の期限満了前に、国務院特許行政部門が事前に国際出願の処理と審査を済ませるよう要求した場合、出願人は中国国内段階の手続きの他に、特許協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて請求を提出しなければ</p>

<p>らない。国際局が国務院特許行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願副本を提出しなければならない。</p>	<p>ならない。国際局が国務院特許行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願副本を提出しなければならない。</p>
<p>第九十九条</p> <p>実用新案特許の国際出願の取得を要求する場合、出願人は中国国内段階の手續日より1か月以内であれば、国務院特許行政部門に説明書、付属図、権利要求書の訂正を提出することができる。</p> <p>発明特許の国際出願の取得を要求する場合は本細則第五十一条第一項の規定を適用するものとする。</p>	<p>第二十五条</p> <p>実用新案特許の国際出願の取得を要求する場合、出願人は手續日より2か月以内に特許出願文書を自主的に訂正できる。</p> <p>発明特許の国際出願の取得を要求する場合は本条例第五十六条第一項の規定を適用するものとする。</p>
<p>第一百条</p> <p>出願人が、提出した説明書、権利要求書または付属図の言語の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定された期限内であれば元の国際出願文書に基づいて訂正することができる。</p> <p>(一) 国務院特許行政部門が国家公布の準備作業を完了させる前</p> <p>(二) 国務院特許行政部門が発行した発明特許出願の実質審査段階開始通知書の受領日より3か月以内</p> <p>出願人が訳文のミスを訂正した場合、訳文の訂正ページを提出し、規定の訳文訂正費を納付しなければならない。</p> <p>出願人が国務院特許行政部門の通知書の要求に基づき訳文を訂正した場合、指定の期限内に本条第二項で規定された手続きを行わなければならない。期限満了までに規定の手続きを行っていない場合、同出願は撤回されたものとみなす。</p>	<p>第二十六条</p> <p>出願人が、提出した説明書、権利要求書または付属図の言語の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定された期限内であれば元の国際出願文書に基づいて訂正することができる。</p> <p>(一) 国務院特許行政部門が発明特許出願の公布または実用新案特許権の公告についての準備作業を完了させる前</p> <p>(二) 国務院特許行政部門が発行した発明特許出願の実質審査段階開始通知書の受領日より3か月以内</p> <p>出願人が訳文のミスを訂正した場合、規定の訳文訂正費の納付請求を書面で提出しなければならない。</p> <p>出願人が国務院特許行政部門の通知書の要求に基づき訳文を訂正した場合、指定の期限内に本条第二項で規定された手続きを行わなければならない。期限満了までに規定の手続きを行っていない場合、同出願は撤回されたものとみなす。</p>
<p>第一百十一条</p> <p>発明特許の国際出願の取得を要求し、国務院特許行政部門による初歩的審査で特許法と本細則の関連規定に符合していると認められたものは、特許公報上で公布されなければならない。国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願文書の中国語訳文が公布されなければならない。</p> <p>発明特許権の取得を要求する国際出願が中国語で提出され、国際局により中国語で国際公布された場合、国際公布日より特許法第十三条の</p>	<p>第二十七条</p> <p>発明特許の国際出願の取得を要求し、国務院特許行政部門による初歩的審査で特許法と本条例の関連規定に符合していると認められたものは、公布されなければならない。</p> <p>国際出願が中国語で国際公布された場合、国務院特許行政部門は特許公報上でその記録事項と概要を公布しなければならない。国際出願が中国語以外の言語で国際公布された場合、国務院特許行政部門は特許公法上でその記録事項と概要を公布する他、特許出願の単行本を中国語</p>

<p>規定が適用される。国際局により中国語以外の言語で国際公布された場合、国务院特許行政部門による公布日より特許法第十三条の規定が適用される。</p> <p>国際出願について、特許法第二十一条と第二十二條における公布とは、本条第一項で規定されている公布を指す。</p>	<p>で出版しなければならない。</p> <p>発明特許権の取得を要求する国際出願が中国語で提出され、国際局により中国語で国際公布された場合、国際公布日より特許法第十三条の規定が適用される。国際局により中国語以外の言語で国際公布された場合、国务院特許行政部門による公布日より特許法第十三条の規定が適用される。</p> <p>国際出願について、特許法第二十二條と第二十三條における公布とは、本条第一項で規定されている公布を指す。</p>
<p>第一百十二条</p> <p>国際出願に二項目以上の発明または実用新案が含まれる場合、出願人は中国国内段階の手続きを開始した後、本細則第四十二條第一項の規定に基づき個別に出願することができる。</p> <p>国際段階において、国際検索単位または国際初歩的審査単位が当該国際出願が特許協力条約規定の単一的要求に符合しないと認めた際、出願人が規定に基づいた付加費を納付しておらず、国際出願の一部分が国際検索または国際初歩的審査を経られない場合、中国国内段階の手続きを行う際に、出願人が当該部分の審査結果を基にするよう要求し、国务院特許行政部門が国際検索単位または国際初歩的審査単位の発明に対する単一的判断が正確であると認めた場合、出願人に指定期限内に単一的回復費を納付するよう通知しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、当該国際出願に検索または国際初歩的審査を経ていない部分があるとして撤回されたとみなす。</p>	<p>第一百二十八条</p> <p>国際出願に二項目以上の発明または実用新案が含まれる場合、出願人は手続日より本条例第四十七條第一項の規定に基づき個別に出願することができる。</p>
<p>第一百十三条</p> <p>出願人が本細則第一百一條の規定に基づき文書提出と費用納付を行った場合、国务院特許行政部門が文書を受領した日を提出日、費用を受領した日を納付日とする。</p> <p>提出された文書が郵送状況により受領が遅延した場合、出願人が、遅延が発覚した日より1か月以内に、当該文書が本細則第一百一條で規定された期限満了日の5日前までにすでに発送されていたことを証明した場合、当該文書は期限満了日までに受領したものとみなす。ただし、出願人が証明を提出する時間は、本細則第一百一條で</p>	<p>(削除の提案)</p>

<p>規定された期限満了後の6か月より遅れてはならない。</p> <p>出願人は本細則第百一条の規定に基づき国務院特許行政部門に文書を提出する際、FAX方式を利用することができる。出願人がFAXを利用する場合、国務院特許行政部門が当該FAXを受け取った日を提出日とする。出願人はFAXを送信した日より14日以内に、国務院特許行政部門にFAX文書の原本を提出しなければならない。期限満了までに原本の提出がない場合、当該文書は提出されていないものとみなす。</p>	
<p>第百十四条</p> <p>優先権を要求する国際出願について、出願人は中国国内段階の手続きを行う際に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に納付するよう通知しなければならない。期限満了までに依然として未納付または不足のある場合は、当該優先権は要求されていないものとみなす。</p>	<p>(削除の提案)</p>
<p>第百十五条</p> <p>国際出願が国際段階において関連国際単位に国際出願日の付与を拒否または撤回判断を宣告された場合、出願人は通知を受け取った日より2か月以内であれば、国際局に国際出願文書のうちのいかなる文書の副本でも国務院特許行政部門に移送することができ、また当該期限内であれば国務院特許行政部門において本細則第百一条第一項で規定されている手続を行うことができる。国務院特許行政部門は国際局より移送された文書を受け取った後、国際単位に対し正確な再審を行ったかどうかについての決定を下さなければならない。</p>	<p>第百二十九条</p> <p>国際出願が国際段階において関連国際単位に国際出願日の付与を拒否または撤回判断を宣告された場合、出願人は通知を受け取った日より2か月以内であれば、国際局に国際出願文書のうちのいかなる文書の副本でも国務院特許行政部門に移送することができ、また当該期限内であれば国務院特許行政部門において本条例第百十五条第一項で規定されている手続を行うことができる。国務院特許行政部門は国際局より移送された文書を受け取った後、国際単位に対し正確な再審を行ったかどうかについての決定を下さなければならない。</p>
<p>第百十六条</p> <p>国際出願に基づいて授与された特許権が、訳文のミスにより、特許法第五十六条の規定により確定された保護範囲が国際出願の原文に記載されている範囲を超えた場合、原文に基づき制限された後の保護範囲を基準とする。保護範囲が国際出願の原文に記載された範囲より小さい場合は、授権時の保護範囲を基準とする。</p>	<p>第百三十条</p> <p>国際出願に基づいて授与された特許権が、訳文のミスにより、特許法第六十条の規定により確定された保護範囲が国際出願の原文に記載されている範囲を超えた場合、原文に基づき制限された後の保護範囲を基準とする。保護範囲が国際出願の原文に記載された範囲より小さい場合は、授権時の保護範囲を基準とする。</p>
<p>第十一章 附則</p>	<p>第十一章 附則</p>
<p>第百十七条</p>	<p>第百三十一条</p>

<p>国務院特許行政部門の同意を得た場合、いかなる人もすでに公布された特許出願に関する記載書と特許登記簿を査閲または複製することができ、また国務院特許行政部門に特許登記簿副本の発行を要求することができる。</p> <p>撤回判断、却下、自主撤回された特許出願についての記載書は、当該特許出願の失効日より2年間に過ぎた後は保存されないものとする。放棄、全ての無効と終了を宣告された特許権についての記載書は、当該特許権の失効日より3年間に過ぎた後は保存されないものとする。</p>	<p>国務院特許行政部門の同意を得た場合、いかなる人もすでに公布された発明特許出願または公告された特許権に関する記載書と特許登記簿を査閲または複製することができ、また国務院特許行政部門に特許登記簿副本の発行を要求することができる。</p> <p>撤回判断、却下、自主撤回された特許出願についての記載書は、当該特許出願の失効日より2年間に過ぎた後は保存されないものとする。放棄、全ての無効と終了を宣告された特許権についての記載書は、当該特許権の失効日より3年間に過ぎた後は保存されないものとする。</p>
<p>第一百八条</p> <p>国務院特許行政部門に提出された出願文書または各種手続きは、国務院特許行政部門が制定した統一の書式を用い、申請人、特許権人、その他利害関係人またはその代表人による署名または押印がされていなければならない。特許代理機構に委託した場合、特許代理機構による押印がなければならない。</p> <p>発明人の氏名、特許出願人と特許権人の氏名または名称、国籍と住所、特許代理気候の名称、住所と代理人氏名の変更を要求する場合、国務院特許行政部門において記録事項変更手続きを行い、変更理由の証明材料を添付しなければならない。</p>	<p>第三百二十二条</p> <p>国務院特許行政部門に提出された出願文書または各種手続きは、申請人、特許権人、その他利害関係人またはその代表人による署名または押印がされていなければならない。特許代理機構に委託した場合、特許代理機構による押印がなければならない。</p> <p>発明人の氏名、特許出願人と特許権人の氏名または名称、国籍と住所、特許代理気候の名称、住所と代理人氏名の変更を要求する場合、国務院特許行政部門において記録事項変更手続きを行い、変更理由の証明材料を添付しなければならない。</p>
<p>第一百十九条</p> <p>国務院特許行政部門に出願または特許権に関する文書を郵送する場合、書留郵便を使用しなければならない。</p> <p>初回特許申請文書提出時を除き、国務院特許行政部門に各種文書を提出または各種手続きを行う場合、出願番号または特許番号、発明名称と出願人または特許権人の氏名または名称を明記しなければならない。</p> <p>郵便物一件につき、同一項目の出願文書のみ含まれていなければならない。</p>	<p>第三百十三条</p> <p>初回特許申請文書提出時を除き、国務院特許行政部門に各種文書を提出または各種手続きを行う場合、出願番号または特許番号、発明名称と出願人または特許権人の氏名または名称を明記しなければならない。</p>
<p>第一百二十条</p> <p>各種出願文書はタイプまたは印刷され、文字色は黒を使用し、整然、明瞭でなければならない、修正があってはならない。付属の図は製図用具と黒一色で描かれ、線が明瞭でなければならない、修正があってはならない。</p>	<p>(削除の提案)</p>

<p>請求書、説明書、権利要求書、付属の図と概要は、それぞれアラブ数字で番号を振っていただければならない。 出願文書は横書きで記載し、紙は片面のみを使用していただければならない。</p>	
<p>第二百一十一条 国务院特許行政部門は、特許法と本細則に基づき特許審査指南を制定する。</p>	<p>第三百三十四条 国务院特許行政部門は、特許法と本条例に基づき特許審査指南を制定する。</p>
<p>第二百二十二条 本細則は2001年7月1日より施行される。同時に、1992年12月12日国务院が改正を批准し、1992年12月21日に中国特許局が發布した「中華人民共和国特許法実施細則」は、廃止とする。</p>	<p>第三百三十五条 本条例は 年 月 日より施行される。同時に、2001年6月15日に發布され、2002年12月28日に改正された「中華人民共和国特許法実施細則」は廃止とする。 (移行条項は未制定)</p>

(仮訳：ジェトロ北京センター知識産権部)

「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（意見募集稿）」に関する説明

1、特許法実施細則改正の背景及び主な過程

国際、国内情勢の発展のニーズにより一層適応させ、我が国の自主的革新と経済社会の発展の促進という特許制度の役割をより有効に発揮できるよう、党中央、国務院、全国人大常委会により特許制度を完全なものとするために提出された新しい要求を実行し、革新型国家の建設に奉仕するため、国家知識産権局は、2005年に第三回目の特許法改正準備業務を開始、社会各界の積極的参与と協力を得て、2006年12月27日、特許法改正草案（草稿）を国務院に提出し、審議を求めた。その後、国務院法制弁公室は広く意見を求め、研究・討論と改正作業を行った。2008年7月30日の国務院常務会議における審議を経て、国務院は2008年8月5日、全国人大常委会に「中華人民共和国特許法改正案（草案）」についての審議を求める議案を申請・提出した。2008年8月末、第十一次全国人大常委会第四回会議において、特許法改正案についての初の審議が行われた。国家知識産権局の田力普局長が、国務院の委託を受け説明を行った。

特許法実施細則は、特許法に組み合わされる行政法規であり、特許法の徹底施行と特許制度の正常な運用を確保することに対して、重要な意義を持つものである。1985年4月1日、中国で初の特許法と特許法実施細則が同日に施行開始された。特許法に対しては、1992年と2000年にそれぞれ第一回、第二回の改正が行われた。いずれの改正も、特許法実施細則についても相応の改正が行われ、改正後の特許法と同日に施行が開始された。国務院への特許法実施細則改正草案の審議要求が随時提出でき、第三回改正後の特許法の速やかな実施を確保するため、本局は2007年3月に特許法実施細則改正の準備業務を開始した。

科学的立法と民主立法の精神を徹底し、特許制度の実際の運用における問題について、より深く理解するため、本局は2007年3月に特許法実施細則改正における研究課題指南を公布し、此度の改正に関わるとされる16項の重点的問題を列挙し、これら課題の研究について、全社会を対象とした公開入札を行った。国家知識産権局、高等学校、科学研究機構、仲介サービス機構の専門学者により構成された21の課題チームが、この16項の課題研究を担うこととなった。各課題チームは2007年10月、深く踏み込んだ研究を基に、21部、計190万字以上の研究報告を提出した。これらの研究報告はまとめられ、すでに出版されている。

2007年10月より、本局条約法律司は、同研究報告及び立法意見に対してまとめと分析を行い、また各問題について個別に研究討論会を開いた。課題チームの構成員の他にも、関連分野の研究者を招き、課題チームが提出した改正法案について討論を行った。これを基に、条法司は2008年3月、特許法実施細則改正草案の初稿を完成させた。また、再三に渡り討論と推敲を重ね、現在の「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」とし、現行の特許法実施細則は「現行細則」とする）を完成させた。

意見募集稿は、2008年8月5日に国務院が全国人大常委会に対し審議を要請・提出した特許法改正案（草案）に基づいている。このため、改正対照表の右欄にある特許法条文番号は、いずれも同草案が採用した条文番号である。特筆すべきは、特許法改正案（草案）は全国人大常委会の審議を経た後も、調整・改正される可能性があり、特許法実施細則改正案の最終確定には、全国人大常委会審議を通過した特許法改正案に基づく必要があることである。

2、改正の主な内容

（一）名称に関して

現行細則の名称は、「中華人民共和国特許法実施細則」である。「行政法規制定手続条例」規定によると、国務院が頒布する行政法規の名称は、通常「条例」または「規定」、「弁法」等とされる。商標法、著作権法の実施細則はすでに「実施条例」と改名されている。国務院法制弁の意見を求めた上で、現行細則の名称を「中華人民共和国特許法実施条例」とするよう意見を提出している。

（二）特許出願文書に関して

1. 各種文書及びその提出、送付方式に関して

現行細則第三条規定「特許法と本細則規定の各種手続方法は、書面形式または国務院特許行政部門で規定されたその他形式で行わなければならない」、現行細則第十九条で図形の大きさ、第二十七条で画像と写真の大きさ、第二十九条で意匠製品と模型の大きさ、現行細則五十二条で提出する改正文書の大きさ、第一百二十条で出願文書の具体的形式が規定されている。電子出願方式が採用されるに伴い、このうちの一部要求も変化せざるを得ず、また国務院の行政条例として、形式と書式要求が具体的に規定されすぎる必要がないことを考慮し、意見募集稿では、上述の規定と組み合わせ、改正後の第三条において統一された簡明な要求を提出するにとどめ、具体的要求については国家知識産権局の記章規定（第三条）によるという提案を行っている。

意見募集稿の提案では、現行細則第五条の規定を二条に分け、それぞれにおいて当事者による各種文書の提出方式、提出日及び本局による各種文書の発行方式、発送・到着日について規定し、利用者により分かりやすく、理解を得られるようになっていく。国家知識産権局が制定した「電子特許出願に関する規定」に基づき、本局は2004年3月12日より中国特許業務発展の重要な里程碑の一つとなる電子特許出願の受理を開始した。電子伝送方式を採用後は、どのように電子文書の提出日と受信日を確定するかが重要な問題となり、意見募集稿では、中国「契約法」と「電子署名法」の関連規定で明確に規定されているもの（第五条、第六条）に基づくよう提案している。

現行細則の規定によると、当事者が提出する各種文書は通常、二部ずつ必要であるが、意見募集稿では、電子手続方式のたゆまぬ発展に伴い、できる限り出願人や利用者により便利となるように、同要求を取り消すよう提案している。

2. 連絡人に関して

前回改正において、現行細則第十七条に「連絡人」に関する規定が追加された。実施状況よりこの改正は必要なものとされたが、一部機構が同局の批准を得ずに「連絡人」として違法に特許代理業務を行うという問題も発生した。この弊害をなくすため、意

見募集稿の提案規定では、出願人は中国単位で、且つ委託された特許代理機構ではないもので、同単位に所属するもの一人を連絡人と指定しなければならない（第二十一条）としている。これは、連絡人は個人であり、且つその住所が出願された住所と一致していなければならないということである。

3. 請求書に関して

現行の特許法第二十六条は、発明と実用新案特許出願の請求書に記載する主要事項を規定しており、その他事項は現行細則第十七条で規定されている。これでは、請求書に関する規定は一部が特許法の中に、別の一部は実施細則の中にあることになり、利用者が全面的に理解し実行するには不便である。また、現行の特許法第二十七法における意匠特許出願についての規定にも請求書に関する内容が含まれていなければならないが、現行特許法と現行細則はいずれも請求書に記載されなければならない事項について規定していない。このため、意見募集稿は、三種類の特許出願の請求書に記載されなければならない事項を一条で統一され、全面的で、明確に規定するよう提案している（第二十二条）。

（三）特許出願と審査・批准プロセス

1. 権利の回復と期限の延長に関して

現行細則第七条では、当事者は、抵抗不能な事由または正当な理由に基づき特許法及び実施細則の規定または国务院権利行政部門が指定した期限を延長することにより権利を喪失した場合、その権利の回復を請求することができる。特許法の制定が民法通則に先行したことにより、その表記は民法通則とは一致していない。このため、意見募集稿は、「抵抗不能な事由」を「不可抗力」と改め、民法通則の規定と一致させるよう提案している（第八条）。

期限を延長したために権利を喪失した当事者に必要且つ合理的な救済措置を与えるとともに、特許審査作業の効率を向上させるため、意見募集稿は、権利回復を請求する当事者は権利喪失前に相応の手続きを行わなければならないという規定を提案している（第八条）。

この他、権利回復と期限延長は、その原因と手続きのプロセスが異なるため、二条に分けて規定するよう提案している（第九条）。

2. 機密保持特許の出願及び審査

機密保持特許の出願は二種に分けられる。一種は国防方面における機密保持が必要な国家機密に関する特許の出願で、もう一種はその他方面における機密保持が必要な国家利益に関する特許の出願である。現行細則では、前者は国防特許機構が受理、審査し、国家知識産権局が受理する特許出願は、その他方面における国家利益に関して機密保持が必要かどうか、国务院の関連主観部門の審査により確定されると規定している。

政府職能の転換と既存機構に対する調整により、従来の業界主管部門の多くがすでに取り消されている。実際の運用において、ある特許出願を機密保持特許出願に基づいて処理するよう要求する出願人は、機密保持が必要かどうかを確認するための主管部門を見つけることができず、本局から関連部門に審査を行うよう転送した場合も反応がないことが多い。これでは現行細則の関連規定の実施が困難となる。

この問題を解決するため、意見募集稿は、国家知識産権局は、同局が受理する特許出願について機密保持審査を行うよう提案している。審査の結果、その出願特許が国防

方面における機密保持の必要な国家機密であった場合、国防特許機構に審査を移行させる。また、その出願特許がその他方面における機密保持が必要な国家安全または国家利益に関するものであった場合は機密保持特許出願として処理する。国家知識産権局は、当該出願特許が機密保持の必要なものかどうかを、出願日より四か月以内に決定し、出願人に通知しなければならない（第十条）。

意見募集稿はまた、国家知識産権局が担当する機密保持特許出願に対する審査の手続きと適用する法律について、原則的な規定を定めるよう提案している（第十三条、第十四条）。機密保持特許審査の対象が発明または実用新案特許の出願に限られていることに注意する必要がある。

3. 中国で完成された発明の外国における特許出願について

特許法改正草案は、いかなる単位または個人も、中国で完成された発明を外国において特許出願できるが、事前に国務院特許行政部門の機密保持審査を経なければならぬと規定している。

上述規定の実施のため、意見募集稿は以下のように規定するよう提案している。いかなる単位または個人が、中国で完成された発明または実用新案を外国において特許出願するまたは国外機構に国際特許出願を行う場合について、事前に国家知識産権局に申請しなければならない。出願人は上述の発明について国家知識産権局に特許または国際特許を出願する場合、同時に外国における特許出願の申請を提出したとみなす。当該申請を受理した後、国務院特許行政部門が国家安全または国家利益に関わると判断したものは、随時申請人に通知される。申請人は、受理日より二か月以内に上述の通知を受け取っていない場合、当該発明または実用新案について、外国において特許出願または国際出願を申請できるものとする。国務院特許行政部門は、前述の通知を発行した場合、受理日より四か月以内に機密保持の必要の有無を決定し、申請人に通知しなければならない。前述の期限内に決定していない場合は、申請人が外国において特許申請または関連国外機構に国際特許を出願することに同意したとみなすものとする（第十二条）。

4. 重複授権の防止に関して

特許法改正草案は、現行細則第十三条第一項の規定を特許法第九条に移行させた。実際の運用において、本局審査指南で「同様の発明についての特許権は一件のみ付与されるものとする」の意味を説明しているが、法的効力が不足しているため、争議を起ししやすい。意見募集稿では、これに対し明確な説明を行うよう提案している（第十八条第一項）。

特許法改正草案第九条は、同時に「同様の発明についての特許権は一件のみ付与されるものとする」という原則の例外についても規定している。意見募集稿は、申請人の利益と同時に、公衆の利益が損なわれないよう考慮し、前述の例外規定の具体的なプロセスを実行するよう提案している（第十九条）。

現行細則において、二人以上の異なる出願人が、同様の発明について同日に特許出願を行った場合、国務院特許行政部門の通知を受け取った後、各自で協議し出願人を確定させなければならないと規定している。また、実際は審査員が出願人に協議を行うよう通知した際、出願特許のうち的一件がすでに特許を付与されている可能性があるため、意見募集稿では、各自協議を行い出願人または特許権人を確定させるよう改正することを提案している（第十八条）。

5. 特許権抵当登記に関して

中国物件法と担保法はいずれも、特許権を担保とすることができるが、関連管理部門に抵当登記をしていなければならないと規定している。本局は1996年に「特許抵当契約登記管理暫定施行弁法」を頒布し、特許権抵当登記の手続きを規定しているが、特許法及び実施細則のいずれにおいても、物件法及び担保法と連結する規定はない。このため、意見募集稿は、特許権抵当登記について規定するよう提案している（第二十条）。

6. 優先権に関して

中国の出願人の外国における特許出願及び外国の出願人の中国における特許出願に便宜を図るため、本局は、特許出願人が先行出願文書副本の請求と提出の手続きを簡略化できるよう、優先権先行出願文書副本の電子方式による相互伝送に関する協議について、関連国家または地区の特許局との協議・署名をすでに開始している。意見募集稿は、国家知識産権局が電子交換等の過程で先行出願文書副本を入手した場合、出願人が当該受理機構が証明した先行出願文書副本を提出したものとみなすとして規定するよう提案している。

現行細則第三十二条は、出願人が優先権声明において記載すべき事項を規定している。実際には優先権の「書面声明」についての特別な要求はなく、請求書に関連内容を記載するのみである。このため、意見募集稿では、書面声明に関する記述を削除するよう求めている。また、先行出願の出願日等の事項を明記していないために優先権を喪失した場合、出願人にとっては厳しすぎる条件であるため、救済の機会が与えられなければならない。意見募集稿は、出願人の請求書において先行出願の出願日、出願番号、受理機関のうち一項または二項の内容について記載漏れまたは記載ミスがあった場合、指定の期限内であれば補記できるとし、期限満了までに補記がない場合は優先権を要求しないものとみなすとして規定するよう提案している（第三十二条）。

（四）遺伝資源の利用により完成された発明の特許出願についての特殊要求に関して

特許法改正草案は、継承的リソースにより完成された発明は、当該継承リソースの取得または利用が関連法律、行政法規に違反している場合、特許権を付与しないものとする規定を追加した。また、特許出願した発明の完成が遺伝資源によるものである場合、出願人は特許出願文書において、当該遺伝資源の直接の出所または元の出所を明記しなければならないという規定も追加した。当該規定を実施するため、意見募集稿は「遺伝資源」と「遺伝資源により完成された発明」の意味を明確に規定し、出願文書において出所を記載する際の具体的な要求も規定するよう提案している（第三十二条、第二百二十二条）。

意見募集稿は、出願人が特許法第二十七条第六項で規定されている「出所の公開」要求を満たしているかどうかについては、初歩的審査（第四十九条）と実質審査（第五十六条）の範囲に含まれるとしているが、授権後の特許権無効宣告を請求する理由とはしないものと規定するよう提案している。これと対応させ、権利法第五条第二項の規定に当てはまるもの、即ち遺伝資源により完成された発明について、当該遺伝資源の取得または利用が関連法律、行政法規の規定に違反している場合は、それが授権前の実質審査において却下される理由であり、授権後に特許権無効を宣告請求される理由であると規定するよう提案している。このため、出願人が特許法第二十七条第六項

の規定に基づいた関連する遺伝資源の出所公開を行っておらず、国家知識産権局の初歩的審査と実質審査においてこの問題が発見されなかった場合、授権後は出願人が「出所の公開」を行っていないことを理由とした特許権無効の宣告請求を行うことはできない。

(五) 実用新案と意匠特許の出願に関して

1. 実用新案特許出願に対する権利要求制限が増加

特許法立法の本来の意味では、実用新案特許は創造性の比較的低い発明を保護するものである。発明とは相対するもので、この制度の特徴は、実質審査を行わず、審査・批准が迅速だが、保護期間が短いことである。このため、世界の多くの国家が実用新案の権利出願要求に対し数量制限を設けている。この方法を参考とし、意見募集稿は、実用新案特許出願一件あたりのクレームは10項を超えてはならないと規定するよう提案している。これは実用新案特許出願の審査・批准の速度を向上させるだけでなく、重複授権防止のための検索にも便利となる（第二十五条第五項）。

2. 意匠特許出願文書に関して

意匠特許出願の図面と写真には、実用新案または発明の特許出願や権利要求と同様の役割があり、授権後は特許権の保護範囲を確定する根拠となるものである。このため、意見募集稿では、意匠特許出願の図面と写真について、より明確な要求を規定し（第三十三条第一項）、当該要求を満たさないものは、初歩的審査の段階で却下されると規定するよう提案している（第四十九条）。

意匠特許権の保護範囲の確定を便利にするため、特許法改正草案では、簡略説明は意匠特許出願文書の必要部分であり、簡略説明では図面または写真を用いた意匠特許製品の説明が可能であると定められている。このため、意見募集稿は、意匠特許出願の簡略説明の内容について規定している（第三十四条）。他国家では、簡略説明は意匠特許の必要出願文書と定められているとは限らないため、意見募集稿は、意匠特許出願の出願人が外国の優先権を要求した場合、その先行出願には意匠の簡略説明が含まれていないが、出願人が提出した簡略説明が元の出願文書の図面または写真が示す範囲を超えていない場合、享受する優先権には影響しない（第三十八条第三項）。

この他、特許法改正草案は、出願人が同一製品について多項目の近似デザインを一件の権利出願として提出することを許可するよう提案している。意見募集稿では、この規定を細分化し、この状況において出願人は基本デザインを一件指定し、同一の出願に含まれるその他のデザインは当該基本デザインと近似していなければならず、類似デザインの数量は10を超えてはならないとしている（第四十二条）。

3. 出願特許の初歩的審査の範囲に関して

実用新案と意匠特許は実質審査が行われなため、特許権の安定性に乏しい。同二種の特許の特徴と数量からすると、現在のところ、実質審査を行うべきではなく、また現在の状況からしても実施は困難である。現状を基に同二種の特許権の安定性を向上させ、重複授権を防止するため、意見募集稿では実用新案と意匠の特許出願に対する初歩的審査についての内容が追加された。実用新案特許出願については、斬新性、実用性に関する規定に明らかに符合していないかどうかという点についての審査が追加され、意匠特許出願については、明らかに既存のデザインに類似していないか、平面印刷物の標識的デザインであるかどうかについての審査が追加された（第四十九条第一項（二）、（三）項）。

4. 実用新案と意匠特許権の評価報告に関して

特許法改正草案は、実用新案特許検索報告制度を意匠特許にも拡大し、報告を「特許権評価報告」と改め、請求人の範囲を特許権人と利害関係人まで拡大し、報告内容を当該権利が特許法で規定されている授權条件に符合しているかどうかを全面的に分析・評価するものにまで拡大した。

意見募集稿は、上述の規定を細分化し、利害関係人とは特許権人と特許実施許可契約を結んだ被許可人を指すことを明確にするよう提案している（第五十八条）。また、特許権評価報告の手続きの作成を要求するよう規定した（第五十九条）。意見募集稿は、国家知識産権局は実用新案または意匠特許が特許権付与の条件に符合していると判断した場合、特許権評価報告を直接作成しなければならない、符合していない場合は、特許権人に通知し、意見陳述の機会を与え、その意見を考慮した上で再度特許権評価報告を作成しなければならないと規定するよう提案している（第六十条）。特許権評価報告を作成した後は、行政効率を向上させ、行政資源を節約するため、国家知識産権局は、政府サイト上において公布し、いかなる人も本局にその副本の発行を請求できるようにする。公布前に多くの人により特許権評価報告の作成要求があった場合、国家知識産権局はそれを併合処理し、評価報告は一部のみ作成する。公布後に再度提出要求があった場合、国家知識産権局はそれを受理しない（第六十一条）。

（六）再審と無効宣告手続きについて

現行細則第六十五条第三項では、特許権を付与された意匠が、他人が先行取得した合法的権利を侵害することを理由として意匠特許権無効の宣告請求が行われた場合、権利侵害を証明できる有効な処理決定または判決の提出が必要となり、提出のない場合は、特許復審委員会はそれを受理しないと規定されている。この規定は第二回目の特許法及び実施細則改正の際に追加されたもので、当時の主な理由は、特許復審委員会が商標法、著作権法等その他法律に基づいた商標権、著作権の職権侵害を認めなかったことである。特許復審委員が先行権利の主体の資格を認定する際、及び権利侵害を構成するかどうかの認定の際に問題が生じる。実際は、請求人が「権利侵害を証明できる有効な処理決定または判決」を提出することが困難な場合が多い。一例を挙げると、意匠特許が実施されておらず、商標法における使用または販売行為を構成しない場合、商標法で規定されている権利侵害行為を構成しないため、特許権人は行政部門に処理を要請したり人民法院に起訴したりすることが困難である。実施行為があつたとしても、工商行政機関と法院は通常、その決定または判決において、商標専用権の侵害行為の有無を認めるのみで、「権利侵害」を構成するかどうかは認定しない。このため、意見募集稿ではこれについての規定を削除するよう求めている。

この他、現行細則は、請求人が無効宣告請求の審査過程において、その無効宣告請求を撤回する場合、特許復審委員会は審査を終了させなければならないと規定している。実際にこのような状況が発生する場合は多く、請求人が提供した証拠がすでに特許権無効を宣告するに足るものであるにもかかわらず、種々の原因により請求人が請求を撤回した場合、それにより無効を宣告された特許の有効性を保持することができる。これは無効宣告請求の手続きを定めた立法の本意に沿うものではなく、公衆の合法的利益の維持のためには不利となる。このため、意見募集稿では、特許再審委員会はこのような状況においても合法的に特許権無効を宣告する権利を有するという相応の規定を追加するよう求めている（第七十一条第二項）

(七) 料金項目と徴収手続きに関して

現行細則によると、三種の特許申請と特許の費用に係る項目は、合計で十八項目である。料金徴収項目を立件する毎に、費用納付、徴収管理、支払期限管理、支払遅延の救済、滞納金の追徴、過払い金返還等、多くの作業が発生し、ミスが生じやすく、特許出願人と特許権利人の負担が大きくなるだけでなく、国家知識産権局の行政資源も大量に消費することとなる。サービス型政府の建設という角度からの調査研究を経て、意見募集稿では、料金項目の合併・簡略化、徴収手続きの最適化方を提案し、公布印刷費、公告印刷費、出願維持費、記載事項変更費、手続中止請求費、強制許可請求費、強制許可使用費の裁決請求費の七項目を取り消すよう求めている（第百〇六条）。

現行細則では、過払い、二重支払いまたは支払いミスのあった特許費用について、特許出願人は納付日より1年以内であれば返還を要求できると規定している。意見募集稿では、当事者の利益をより厚く保護できるよう、この期限を3年と改めるよう求めている（第百〇七条第四項）。

(八) 強制許可制度の改善に関して

1. 「十分に実施していない」という概念の明確化

特許法改正草案は、現行特許法第四十八条で規定されている強制許可の理由に対して調整を行い、特許権人が特許権を付与された日より3年以内で、且つ特許出願を提出した日より4年以内に、正当な理由なくその特許を実施していないまたは十分に実施していない場合は、強制許可を付与できることを明確にした。上述の規定を実施するため、意見募集稿は「その特許を十分に実施していない」の具体的な概念を明確にするよう求めている（第八十条第一項）。

2. 公共健康問題の解決のための強制許可付与についての具体的規定の増加

特許の強制許可制度を十分に利用し、発生する可能性のある公共健康問題に対応するため、特許法改正草案は、「TRIPS改正協議議定書」（以下、「議定書」とする）の規定に基づき、公共健康を目的とした強制許可の付与に関する規定に対し改正を行い、製薬能力がないまたは不足している国家を対象としている場合については強制許可により輸出を許可するという原則的規定を追加した。

議定書は、その関連構成員が、製薬能力が欠如または不足している構成員が直面している公共健康問題を解決するために、同関連構成員に強制許可を付与する権利を与えるとともに、大量の手続きと実体的義務を付加している。特許法改正草案は、これら義務について詳細に規定していない。関連構成員が自国に対して関連義務を全て履行するかどうかという疑念を解消するため、また特許法の原則的規定の実施のため、実施細則の中に運用規定を追加する必要がある。

意見募集稿は、まず議定書に基づいて公共健康問題の解決のための「薬品」の定義を明確に規定している（第八十条第二項）。そして中国が上述薬品の製造能力を備えていないまたは不足している場合は、強制許可を付与し、被許可人がその他国家より中国公共健康問題を解決するための強制許可頒布により生産された当該薬品を輸入することを許可すると規定し、具体的な要求と手続きについても規定している（第八十一条、第八十二条、第八十三条）。中国が上述薬品の生産能力を有する場合は、その他の当該薬品生産能力が欠如または不足している国家が直面している公共健康問題を解決するためであれば、国内企業が当該国家を対象として薬品を生産・輸出するよう強制許可を付与でき、意見募集稿はこれに対し具体的な要求と手続きについて規定している（第八十四条、第八十五条、第八十六条）。

(九) 職務発明の発明人と設計人の報酬に関して

現行特許法は、職務発明が特許権を付与された後、その単位は発明人または設計人に対し奨励を行わなければならないと規定している。特許実施後は、その応用範囲と取得した経済利益に応じて、発明人または設計人に対し合理的な報酬を支払わなければならない。現行細則は国有企事業単位の奨励と報酬の最低標準を定め、その他の所有制単位はこれを参照・適用できるとしている。

特許法改正草案についての意見の募集過程において、多くの企業と専門化が、特許法が規定している「合理的」という原則的基準下においては、まず企業と労働者が労働契約により奨励と報酬を定めるという自主権を与えられなければならない、労働契約における定めがないまたはその約定が明らかに非合理的である場合にのみ法定統一基準が適用されるべきであると主張した。奨励・報酬の支払方式についても、貨幣による支払いのみではなく、株式、ストックオプション等を含む多様な形式があるべきで、職務発明の発明人または設計人の利益を保障するため、法定最低標準は国有企事業単位だけでなく中国の全ての単位に適用されなければならないとしている。意見募集稿は上述の意見を取り入れ（第八十八条）、現行細則第七十七条規定を削除した。

現行細則は、単位が特許使用許可費を取得した後に、そのうちの一定の比率を発明人または設計人に報酬として支払うよう規定しているのみで、単位が職務発明特許を譲渡した場合に報酬が支払われなければならないかどうかについては規定していない。報酬を支払う場合、特許の譲渡と実施許可の性質が相似しているため、特許権により利益を収得することとなり、同等の待遇でなければならない。このため、意見募集稿は、単位が収得した譲渡費は同様の比率で職務発明の発明人または設計人に報酬として支払わなければならないと提案している（第九十条）。

この他、現行細則は、職務発明の発明人、設計人が離職または死亡した場合、奨励または報酬を取得する権利または当該権利の継承の可否を維持できるかどうかについて明確に規定していない。意見募集稿はこの部分を明確にするよう求めている（第九十一条）。

(十) 特許権の保護に関して

現行細則第七十八条では、特許法と本細則における特許管理工作部門とは、省、自治区、直轄市人民政府、及び特許管理作業が多く、処理能力を有する市人民政府設立の特許管理工作部門を指す。国家知財権戦略の実現のため提出された各項目標は、各地特許管理工作部門による特許の創造、運用、管理、保護方面における重要な役割が、より一層発揮される必要がある。このため、意見募集稿は以下のように規定するよう提案している。“省、自治区、直轄市人民政府、及び各市人民政府により設立された特許管理工作部門は、特許法第六十一条の規定に基づいた特許侵害紛争を処理し、特許権侵害の賠償請求額を調整することができる。また省、自治区、直轄市人民政府と各市人民政府により設立された特許管理工作部門、及び県級以上の人民政府が経済社会の発展の必要から設立した特許管理工作部門は、特許法第六十四条、第六十五条、本条例第九十三条の規定に基づき、他人の特許の詐称、特許模倣行為の査定及び特許紛争の仲裁を行うことができる”（第九十二条）。

現行細則第八十条では、国家知識産権局は地方における紛争の処理と仲裁に対し指導を行わなければならないが、国家知識産権局には権利侵害紛争の処理と特許の詐称・模倣行為の査定を行う権限が与えられていない。これまで多くの地方知識産権局が、重大な権利侵害・違法行為（越省案件等）の処理について国家知識産権局による直

接の指導を希望していた。このため、意見募集稿は、商標法実施条例、著作権法実施条例の関連規定を参考に、地方特許管理工作部門は国家知識産権局の組織に重大な権利侵害・違法案件の処理または査定を依頼することができる」と規定している（第九十四条）。

特許権利侵害紛争の処理過程において、被侵害人が特許権無効宣告を請求した場合に処理を中止するかどうかの問題について、現行細則第八十二条は、原則的規定を定めているのみで、実際は統一されていない場合がある。このため、意見募集稿は、関連司法解釈を参照し、中止しない場合を明確に定めるよう提案している（第九十六条）。

期限満了または年間費用の未納により特許権が終了した場合に、特許権人が引き続き特許標識を表示することができるかどうか、及び終了前に合法的に特許標識を表示した特許製品を引き続き販売、使用できるかどうかについて、現行細則は明確な規定を定めていない。実際において、ある観点では特許権終了後と無効後の特許標識問題は同様に扱われなければならないとし、終了後も引き続き特許製品に表示する行為及び終了前に特許標識を表示した特許製品の販売継続行為は、一律に権利模倣行為として処理されなければならないとしているが、これは非合理的である。意見募集稿は、以下のように規定するよう求めている。特許権終了後は、特許権人は新たに製造された製品上に特許標識を表示することはできない。ただし、終了前に法に基づき特許標識を表示した製品については、引き続き販売の許諾と販売する権利を有し、特許の模倣行為として処理されない（第九十九条）。

（十一）国際出願の国家段階への参入に関する規定

1. 国際出願の受理に関する規定

現行細則第九十九条第一項では、国家知識産権局は特許協力条約に基づいて提出された国際特許出願を受理すると規定している。意見募集稿は、国家知識産権局がPCT国際局の国際受理機関として国際出願を受理する場合、その性質が国際局の代理事務所と類似しているため、特許協力条約及びその実施細則の規定に完全に基づいて行われる必要があり、関連国内法の適用は不可能かつ不適當であるとして、この規定を削除した。このため、実施細則の中にこの規定は不要となった。

2. 特許協力条約に対してとどめた中国の例外規定

特許協力条約及びその実施細則は絶えず改正されている。一方で、国家利益またはその他の要素を考慮した際、一部のすでに通過済みの改正法案を保留しなければならない場合がある。また一方で、改正法案を受け入れたとしても、国内法についても相応の改正を行わなければ、中国においてその改正が有効とならない。国内法の改正には一定の過程が必要なため、まず国際条約の改正を保留しておき、相応の国内法改正の完了を待ってから国際条約の改正内容を受け入れるというプロセスが必要な場合もある。意見募集稿は、このような状況に適応するため、上述のような状況がすでに発生している条項について、例外の保留に関する規定を追加するよう求めている（第一百十四条、第一百二十三条）。

3. 国際出願の国家段階における処理に関する手続き

現行細則は事件発生の順序に照らし、特許の国際出願は中国の国内段階で処理されるべき手続きであると規定している。現行細則第百〇一条は、中国国内段階で処理すべき全ての手続きについて規定している。第百〇二条は処理が必要な手続きについて規定し、最後の期限満了前にこれら手続きを行っていないまたは不備があった場合、

国内段階で扱うことはできない。第百〇三条と第百〇五条では、必要な手続き以外の補正可能な手続きのいくつかについて規定している。このような規定方式は複雑で、各条項間に重複するものもあり、公衆が正確に理解することが困難な場合がある。規定を簡略化するため、意見募集稿では法律効果に基づき、国内段階で処理されるこれら手続きについて、以下のように新たに規定するよう求めている。第一、国内段階の手続きを行える期限を明確にする（第百十五条）。第二、国内段階における処理を行うための必要手続きを行うことについて、この規定に完全に符合する手続きを行って初めて出願番号を与えられ、中国国内段階の処理が行える期限が明確になり、最終期限の満了までにこの規定を満たしていない場合は、国内段階における処理ができないと規定する（第百十六条）。第三、国内段階での処理において補正可能なその他手続きについて、これら規定を満たしていない出願に対し、国内段階の処理を先に行うことを許可することができ、不備のある部分は指定された期限内であれば補記できると規定する（第百十八条）。第四、各種情況下において国際出願が中国におけるその効力を終了した場合、その権利を回復できるかどうかについてのそれぞれの場合に応じた規定を明確にする（第百十七条）。

4. 国際出願と国内出願の一致性に関する要求

現行細則の規定によると、国内出願では出願人が優先権を要求した場合、出願日より二か月以内に優先権主張費用を支払わなければならない。また、優先権を主張している国際出願では、出願人は国内段階手続きを行う際に優先権主張費用を支払わなければならない。未払いまたは不足のある場合は、指定された期限に支払わなければ当該優先権を主張していないとみなすものとする。これを比較すると、国際出願の場合は準備期間が不足している。両者を一致させるため、意見募集稿は、国際出願の出願人は国内段階の手続きを開始した日より2か月以内に優先権主張費用を支払うと規定するよう提案している（第百二十三条）。

現行細則は、実用新案特許権の国際出願取得を主張する場合、出願人は国内段階の手続きを開始した日より1か月以内であれば、自主的に修正できると規定している。しかし国内出願に対しては、出願日より2か月以内であれば自主的に修正できるとなっている。このため、意見募集稿では、この部分を改正し、実用新案特許の国際出願取得を主張する出願人は、国内段階手続き開始日より2か月以内を修正期限と規定するよう提案している（第百二十五条）。

現行細則第百十三条の規定によると、国際出願において中国国内段階の手続きを行う際、出願人が提出した文書と納付した費用は、いずれも国家知識産権局が受領した日を提出日・納付日とする。しかし、国内出願では、出願人が出願文書または納付費用を郵送した場合、消印の日付が提出日・納付日とされる。国際出願と国内出願の規定を一致させるため、意見募集稿は現行細則第百十三条の国際出願に関する特別規定を削除し、国内出願の場合の関連規定を適用するよう提案している。

この他、意見募集稿では、現行細則の一部条文に対し、文字修正を行っている。

国家知識産権局弁公室秘書処2008年11月4日印刷発行

(仮訳：ジェトロ北京センター知識産権部)